

短期大学機関別認証評価

自 己 評 価 書

平成 2 2 年 6 月

三重短期大学

目 次

I	短期大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
基準 1	短期大学の目的	4
基準 2	教育研究組織（実施体制）	8
基準 3	教員及び教育支援者	12
基準 4	学生の受入	19
基準 5	教育内容及び方法	25
基準 6	教育の成果	41
基準 7	学生支援等	50
基準 8	施設・設備	60
基準 9	教育の質の向上及び改善のためのシステム	65
基準10	財務	72
基準11	管理運営	77

I 短期大学の現況及び特徴

1 現況

(1) 短期大学名 三重短期大学

(2) 所在地 三重県津市

(3) 学科等の構成

学科：法経科第1部、法経科第2部、生活科学科

専攻科：なし

(4) 学生数及び教員数（平成22年5月1日現在）

学生数：学科759人

専任教員数：29人

助手数：1人

2 特徴

(1) 沿革

昭和27年、三重県下唯一の公立短期大学として津市立の三重短期大学が東古河町で開学した。「戦災復興はまず教育から」という当時の市民の教育にける熱意を背景に、勤労青年に教育を受ける機会を与えることと、女子教育の振興を図ることを建学の精神として、当初は夜間課程の法経科と家政科で発足した。

発足後は、社会の変化に的確に対応できる人材の育成に努めるべく、栄町校舎を経て、昭和43年に現在の一身田校舎へ移転し、同時に家政科を食物栄養学専攻と家政専攻に分離し、法経科第1部を増設した。平成3年には家政科を生活科学科に名称変更し、その後、平成9年、平成19年のコース再編を経て、現在は法経科第1部（法律コース、経商コース）、法経科第2部、生活科学科食物栄養学専攻、生活科学専攻（生活福祉・心理コース、居住環境コース）の2学科4専攻部門、総定員800名で運営している。

定員数は全国の公立短期大学のなかでも最大規模であり、これまでに卒業生は17,000名を数え、政治・経済・産業・文化など様々な分野で活躍している。

この間、昭和59年に設置した地域問題総合調査研究室による地域の産業や行政課題に対する学術的研究、昭和63年から開設している公開講座、図書館や体育施設の開放事業などを通じて地域に開かれた大学づくりを進めてきたが、地域貢献をより組織的に進めていくため平成20年に地域連携センターを設置すると共に地域問題総合調査研究室を地域問題研究所に改組し、市政との連携や高大連携事業を通じ、教育研究の成果を地域に積極的に還元し、多様化する地域社会の要請に応えている。

(2) 各学科・専攻部門の特徴

《法経科第1部》

法経科第1部の法律コースは、公立短期大学唯一の法律専門コースで憲法、民法、刑法などの基礎科目に加え、行政法、労働法など現代社会に対応した幅広いカリキュラムと少人数制のゼミにより、法律学の基礎から応用まで学ぶことができ、卒業後は公務員や民間企業への就職のほか4年制大学への編入者も多い。経商コースでは経済学の基礎や実践的な経営能力、経営学の理論など幅広く学ぶことができ、習得した経済知識を活かし金融、保健、製造業、サービス業など県内外の企業に就職する学生が多い。また、中学教諭2種免許等の資格が得られる。

《法経科第2部》

法経科第2部では、法律学、政治学、経済学、経営学など社会科学全般を幅広く学ぶことができ、高校新卒者から働きながらキャリアアップを目指す中高年層、仕事や子育てが一段落した熟年層まで様々な学生が学んでおり、年代を超えた知的交流も特色のひとつである。

《生活科学科食物栄養学専攻》

生活科学科食物栄養学専攻では、「食」と「健康」のスペシャリストの養成を目指し、栄養士免許取得のためのカリキュラムを用意している。約40年にわたり病院や福祉施設、栄養教諭、自治体などに栄養士を輩出し、県下屈指の栄養士養成施設として高い評価を受けている。最近ではスポーツ栄養士や食品開発のスタッフを目指したり、四年制大学への編入により高度な専門知識を身につける学生も多い。

《生活科学科生活科学専攻》

生活科学専攻の生活福祉・心理コースは、福祉についての基礎的・実践的理論を学びつつ、同時に心理学的素養を身につけ、生活者の一員として主体的に行動できる人材の養成を目指し、平成19年に設置された。所要の実務経験などを経た後、社会福祉士基礎資格や中学校教諭2種免許などの資格が得られる。居住環境コースは、平成22年度から、従来の家づくり、まちづくりを主体とした学習分野に加え、自然環境と人間との調和としての「環境共生」を目指す環境共生の分野を新設するとともに、建築士法の改正に則り、1級及び2級建築士試験指定科目に適合するカリキュラムに改正した。

Ⅱ 目的

三重短期大学では、広い分野の総合的な知識と深い専門的学術を教授研究し、豊かな人間性と高い知性を備え、論理的で自主的な判断能力に加え応用力や実践力に富む有為な人材の育成を行うことを教育の目標とし、次の4つの柱の下に教育を進めている。

1 創造性豊かな人間性と優れた専門性を備えた人材の育成

文化・社会・人間・自然に関する人類の知的遺産を学び理解するとともに、基本的な知的思考能力を育成する。

2 実社会で活躍できる知的・人間的資質を備えた人材の育成

総合的に考える能力、科学的な思考法、適切な自己表現能力、自主的な課題発見・解決能力など応用力や実践力を育成する。

3 地域社会を主体的に担う市民の育成

高い公共性・倫理性を備え、民主的で文化的な社会の形成に主体的に参画する市民を育成する。

4 国際社会に対する理解とコミュニケーション能力や情報社会に対応できる能力の養成

グローバルな視野と国際感覚を身につけるとともに、コミュニケーション能力や情報社会に対応できるICT（Information & Communication Technology）活用能力を育成する。

（学科・専攻部門ごとの目的）

1 法経科第1部

- ① 法律・行政・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する基本的な知識の修得の上に、最新の学問的到達について一定の理解をもった人材を育成する。
- ② 机上の学問にとどまらず、修得した学識を職業生活上の実践的課題に適用することのできる人材を育成する。
- ③ 社会に対する学問的見識と文化や自然についての幅広い教養を基礎として、広い視野と寛容さを身につけ、地域社会に貢献しうる見識ある職業人・市民の育成をめざす。

2 法経科第2部

- ① 社会科学についての基本的な素養を身につけた市民の育成をめざす。
- ② 「学ぶことで自らの人生をより豊かなものにしたい」という願いを支援する。
- ③ 社会のみならず文化や自然についての幅広い教養の上に、広い視野と寛容さを身につけた、地域社会に貢献しうる見識ある市民の育成をめざす。

3 生活科学科食物栄養学専攻

- ① 食を通じた豊かな人間形成と、食に関する知識と技能を融和させて実践することができる専門性の高い教育を行う。
- ② 科学的根拠に基づいた多面的・総合的な理解や対処ができる栄養士や栄養教諭などの食のスペシャリストを育成する。
- ③ 個人の食や健康問題に対応した栄養教育を実践できる能力を養い、地域社会の食や健康問題に貢献できる人材を育成する。

4 生活科学科生活科学専攻

《生活福祉・心理コース》

- ① 社会福祉学や心理学を中心に「理論」と「実践」を学び、現場で生きる知識と技術を備えた人材を育成する。
- ② 学生の持つ個性や能力を最大限に引き出し、豊かな人間関係を築くことができる人材を育成する。
- ③ 人々や地域が抱える様々な課題を広い視野で総合的に考察・分析した上で、地域における生活者の一員として主体的に行動できる人材を育成する。

《居住環境コース》

- ① 住まいやまちの環境を快適にする力を育成する。
- ② 環境問題を認識し、環境共生のために住まいとまちの持ち味を生かす力を育成する。
- ③ 住まい・まちと福祉をつなぐ力を育成する。
- ④ 住まいとまちをつくる専門的な力を育成する。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 短期大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①: 短期大学の目的(学科又は専攻課程の目的を含む。)が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 108 条に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点到係る状況】

本学の目的は、学則の第 1 条において、教育基本法に則り、広く教養を与えるとともに深く専門の学術技能を教授研究し、有為の人材を育成して文化の進展に寄与することと定めている。

資料 1-1-①-A 学則第 1 条-大学の目的

三重短期大学は教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)にのっとり、広く教養を与えるとともに深く専門の学術技能を教授研究し、有為の人材を育成して文化の進展に寄与することを目的とする。

(出典:別冊資料 A、55 頁)

また、平成 20 年 3 月には、これまで公表してきた大学の理念をもとに、本学が達成しようとする基本的な成果を「大学の理念」(資料 1-1-①-B)として整理した。そこでは、真理の探究(知の創造・継承・発展)とそれに基づいた教育による優れた人材の育成を教育研究の理念として掲げるとともに、地域における知の拠点として、広く市民と連携、協働することを通じて地域の文化の向上及び豊かな地域社会の実現に寄与することを目指している。

資料 1-1-①-B 大学の理念

1. 教育研究の理念

①真理の探究(知の創造・継承・発展)

教育・研究活動を通じて、人類普遍の真理と真実を追究し、世界の平和と人類の福祉の向上、文化の批判的継承と創造に貢献する。

②優れた人材の育成

- ・広い分野の総合的な知識と深い専門的学術を教授研究し、豊かな人間性と高い知性を備え、論理的で自主的な判断能力に加え、応用力や実践力に富む有為な人材を育成する。
- ・高い公共性・倫理性を備え、民主的で文化的な社会の形成に主体的に参画する市民を育成する。

2. 地域貢献の理念

津市の設置する公立短期大学として、地域の諸問題や社会の要請に対応した特色ある研究の推進を図り、その成果を積極的に地域に還元するとともに、高等教育に対する地域のニーズに的確に応え、生涯学習の振興に寄与することを通じて、地域社会に貢献する。

3. 大学運営の理念

- ・真理の探究と知の創造にかかわる、自律性と自発性に基づく教育研究活動を尊重し、促進する。
- ・大学の自治とは、大学がいかなる利害からも自由に知の創造と発展を行うことを通じて広く人類社会に貢献することができるよう、国民から特に付託されたものであることを常に自覚し、教育研究及び管理運営に関して、主体的に点検と評価を進めるとともに、他者からの批判的評価を積極的に求め、その付託に伴う責務を自立的に果たすべく努める。

(出典：<http://www.tsu-cc.ac.jp/rinen%20mokuhyo/rinen%20mokuhyo.html>)

さらに、「大学の理念」に基づいて、学科・専攻部門ごとの「教育目標」についても資料 1－1－①－C のように定式化している。

資料 1－1－①－C 学科・専攻部門の教育目標

法経科第 1 部

- ・法律・行政・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する基本的な知識の修得の上に、最新の学問的到達について一定の理解をもった人材を育成する。
- ・机上の学問にとどまらず、修得した学識を職業生活上の実践的課題に適用することのできる人材を育成する。
- ・社会に対する学問的見識と文化や自然についての幅広い教養を基礎として、広い視野と寛容さを身につけ、地域社会に貢献しうる見識ある職業人・市民の育成をめざす。

法経科第 2 部

- ・社会科学についての基本的な素養を身につけた市民の育成をめざす。
- ・「学ぶことで自らの人生をより豊かなものにしたい」という願いを支援する。
- ・社会のみならず文化や自然についての幅広い教養の上に、広い視野と寛容さを身につけた、地域社会に貢献しうる見識ある市民の育成をめざす。

生活科学科食物栄養学専攻

- ・食を通じた豊かな人間形成と、食に関する知識と技能を融和させて実践することができる専門性の高い教育を行う。
- ・科学的根拠に基づいた多面的・総合的な理解や対処ができる栄養士や栄養教諭などの食のスペシャリストを育成する。
- ・個人の食や健康問題に 対応した栄養教育を実践できる能力を養い、地域社会の食や健康問題に貢献できる人材を育成する。

生活科学科生活科学専攻

(1) 生活福祉・心理コース

- ・社会福祉学や心理学を中心に「理論」と「実践」を学び、現場で生きる知識と技術を備えた人材を育成する。
- ・学生の持つ個性や能力を最大限に引き出し、豊かな人間関係を築くことができる人材を育成する。
- ・人々や地域が抱える様々な課題を広い視野で総合的に考察・分析した上で、地域における生活者の一員として主体的に行動できる人材を育成する。

(2) 居住環境コース

- ・住まいやまちの環境を快適にする力を育成する。
- ・環境問題を認識し、環境共生のために住まいとまちの持ち味を生かす力を育成する。
- ・住まい・まちと福祉をつなぐ力を育成する。
- ・住まいとまちをつくる専門的な力を育成する。

(出典：<http://www.tsu-cc.ac.jp/rinen%20mokuhyo/rinen%20mokuhyo.html>)

【分析結果とその根拠理由】

本学では、従来から学則第1条においてその目的を明確に定めてきた。また平成20年3月には、本学が目指す基本的成果を具体的に示すため、「大学の理念」と「教育目標」を定め、全学的な方向性と学科の目的を明確にしている。このように、短期大学の目的は明確に定められているといえる。またこれらの目的や理念は、学校教育法第108条に規定される短期大学一般に求められる目的にも合致したものである。

観点1-2-①： 目的が、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

【観点に係る状況】

本学の目的は学則に定められており、それは「三重短期大学規程集」及び「学生便覧」にも記載されている（別冊資料A、55頁、及び別冊資料C、24頁）。「学生便覧」及び「規程集」は全教職員に配布されており、かつ「学生便覧」は入学時に新入生全員に配布し周知を図っている。

さらに平成20年3月に設定した「大学の理念」と「教育目標」については、本学ホームページで公表しており（<http://www.tsu-cc.ac.jp/rinen%20mokuhyo/rinen%20mokuhyo.html>）、その概要はキャンパスガイド（別冊資料D）にも記載している。また、キャンパスガイドについては本学ホームページ上でPDFファイルで公表している（<http://www.tsu-cc.ac.jp/daigakuannai/2010GUIDE.pdf>）。なお、キャンパスガイドについては受験希望者や関係諸機関に配布しており、本学教員による高校訪問や企業訪問においては、本学の目的等の説明に活用されている。

資料1-2-①-A キャンパスガイド配布内訳（平成21年度）

入試関係	3,200部
オープンキャンパス等	600部
高校訪問等	500部
就職関係	400部

（本学広報関係資料より作成）

【分析結果とその根拠理由】

本学では、教職員及び学生に配布する「学生便覧」や「規程集」に大学の目的が明記されている。また、「大学の理念」と「教育目標」についてはホームページで公表されている。さらに「大学の理念」と「教育目標」の概要はキャンパスガイドに掲載され、受験生や関係諸機関に広く配布されている。このように、本学においては、大学の目的が構成員及び社会に広く周知・公表されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・学則第1条において短期大学の目的を明確化している。
- ・短期大学の目的に基づいて、「大学の理念」及び「教育目標」を明確にしている。
- ・短期大学の目的が、学校教育法第108条や短期大学設置基準第2条の2に規定される短期大学一般に求められる目的にも合致している。
- ・短期大学の目的を「学生便覧」及び「規程集」を通じて、「大学の理念」及び「教育目標」を本学ホームページやキャンパスガイドを通じて、学内外に周知・公表できている。

【改善を要する点】

- ・本学の目的が構成員や社会にどの程度理解されているかを確認するため、有識者懇話会や企業アンケート等の取り組みについてなお一層の改善が必要である。

(3) 基準1の自己評価の概要

本学では学則第1条に短期大学の目的が明確に定められていると同時に、短期大学の具体的成果を示した「大学の理念」や学科・専攻部門ごとの「教育目標」も設定されている。またこうした大学の目的は、「学生便覧」や大学ホームページなど各種媒体や関係諸機関への訪問の機会を通じて広く学内外に公表されている。以上より、本学は基準を満たしている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点2-1-①： 学科（専攻課程を含む。）の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学は、広い教養と深い学術技能の教授により有為の人材を育成し文化の進展に寄与するという本学の目的(学則第1条)や、総合的かつ専門的な知識と高い公共性や倫理性を備え、民主的で文化的な社会の形成に参画する市民を育成するという本学の「大学の理念」(前掲資料1-1-①-B)に基づいて、法経科第1部・第2部と生活科学科食物栄養学専攻・生活科学専攻の2学科・4専攻部門で編制されている。各学科・専攻部門では、それぞれ「教育目標」(前掲資料1-1-①-C)を掲げており、それに対応する専攻・コース編制を行っている。

本法経科第1部および第2部は、現代社会の総合的把握をめざしており、そのため社会科学の基礎を徹底して学ぶことを目的に編制されている。法経科第1部では、社会科学の二つの柱である「法律・政策系」及び「経済・商学系」の各分野に対応させて、「法律コース」と「経商コース」の二つのコースを設置し、2年間という短期間での系統的な学習を可能にしている。また法経科第2部は、夜間高等教育の場として社会科学を中心に幅広く学ぶことを目的としており、コース制は採用せずに様々な分野に属する科目を学べるようにしている。

生活科学科は、現代社会における生活を総合的に理解することを目指し、新しい時代にふさわしい知性に富んだ教養豊かな社会の指導者を育成するという目的で設立され、食物栄養学専攻と生活科学専攻の二つの専攻が置かれている。食物栄養学専攻は、地域の食育の拠点を目指しており、また生活科学専攻は近年の社会的ニーズに応えるために、平成19年より福祉と心理を融合させて、地域ケアの担い手を育てる生活福祉・心理コースと住環境の総合的な把握をめざす居住環境コースの二つのコースを設置している。

【分析結果とその根拠理由】

本学は大学の目的と「大学の理念」に基づいて学科が構成されており、またそれぞれの学科・専攻部門では「教育目標」が明確に定められるとともに、それに対応した専攻・コースが置かれている。このように本学の学科構成は、教育研究目標を達成する上で適切なものである。

観点2-1-②： 教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

本学における教養教育科目とは、「開設講座表」(別添資料2-1-②-1)における「基礎科目」のうちの「語学基礎」及び「共通科目」を指している。これらの科目群について本学は、「三重短期大学教養教育委員会規程」(別冊資料A、185-186頁)第1条が定めているように、「教養教育に関する自己点検評価及び改善をはじめとする教養教育の運営にあたる」目的で、教授会の下に教養教育委員会を設置している。

同委員会は、「語学基礎」及び「共通科目」のうちの「共通A」と「共通B」担当の専任教員6名と事務局教務学生担当副主幹との合計7名で構成され、授業の場と教務の場の密接な連携に基づき、専任教員に加えて多数の非常勤教員が担当する教養教育の運営を行っている。本委員会が扱う主な事項は、教養教育における教育目標・計画の設定、教養教育におけるカリキュラム構成や教員配置の検討、教養教育における教育評価の実施、教養教

育におけるFDの実施である。

本委員会が必要に応じて委員長によって召集され、教養教育の円滑な運営に向けた対策について議論している(別添資料2-1-②-2「教養教育委員会開催状況」)。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、「語学基礎」及び「共通科目」からなる教養教育を、専任教員と教務担当職員から構成される教養教育委員会が中心となって運営している。また教養教育委員会では、必要に応じて教養科目の再編やクラス運営の円滑化など、教養教育の改善についての検討を行っている。このように、本学では教養教育を適切に行う仕組みが整備され機能している。

観点2-1-③： 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし。

観点2-1-④： 短期大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

【観点に係る状況】

本学は、「大学の理念」の中の「地域貢献の理念」(前掲資料1-1-①-B)を実現するため、従来から地域問題総合調査研究室を中心とした地域研究と公開講座等の研究成果の地域への還元を推進しており、平成20年4月には「地域連携センター」を設立して地域連携事業を組織的に行う体制を整備するとともに、「地域問題総合調査研究室」を「地域問題研究所」に改組して地域問題の学術的研究機関としての機能を強化した。

(地域連携センターHP <http://www.tsu-cc.ac.jp/centerhp/>、地域問題研究所HP <http://www.tsu-cc.ac.jp/flame/chickenframe.htm>)

同研究所では全教員が所員となり、各自の専攻及び講義科目に関連した地域研究を行い資料2-1-④-Aに示したような研究成果を担当科目に反映させている。

資料2-1-④-A 地域問題研究所における地域研究と講義の関係

担当講義(学科・専攻)	地域問題研究所における研究成果
都市計画論(生活・居住)	「農業・農村から見た地方都市の都市形成史に関する研究―津市を事例に―」(『地研年報』第14号、2009年)
刑事政策(法経・法律)	「津市における来日外国人の生活実態調査報告書」(『地研年報』第14号、2009年)
社会保障論(生活・福祉心理)	「地域医療の現状と課題―自治体病院をめぐる動向について」(『地研年報』第13号、2008年)
経営学(法経・経商)	「自動車リサイクル企業の現状と課題―三重県下3社に対する訪問調査記録―」(『地研年報』第14号、2009年)
臨床栄養学実習 助教 (生活・食栄)	「生活習慣病予防の取組について―三重県の糖尿病予防対策の現状とこれから―」(『地研通信』第92号、2008年)

(地域問題研究所資料より作成)

地域問題研究所の研究成果については、年3～4回の「地研通信」（別添資料1 1－3－④－4）及び年1回の「地研年報」（別添資料1 1－3－④－3）の発行、及びホームページ上でのPDF公開を行っており、また地域問題研究交流集会（毎年開催）や一般市民向けの「地研セミナー」（平成21年度より年間数回開催）を通じて積極的に地域社会に還元している。

【分析結果とその根拠理由】

本学では「大学の理念」の一環として地域貢献の理念を掲げており、「地域連携センター」と「地域問題研究所」を中心に地域連携事業と地域問題研究が組織的に実施され、地域住民への生涯学習機会の提供や産学官連携に基づく地域貢献が図られているとともに、地域研究の成果の還元も積極的に行われている。特に本学教員による地域研究への取り組みは担当する授業内容の豊富化につながっており、地域の短期大学で学ぶ本学学生に対する教育に生かされている。

観点2－2－①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

「三重短期大学教授会規程」（別冊資料A、160－161 頁）に基づき、定例教授会は、原則として毎月第3木曜日に開催している。この他に、緊急の議題が発生した場合には臨時教授会を開催する。教授会における教育活動の審議事項は、「三重短期大学教授会規定」第4条に規定されているとおり、学科課程、教育研究、試験ならびに授業、学籍の異動、学生の補導ならびに賞罰、教員の選考ならびに進退に関する事項等である。審議事項の議決に関しては、「三重短期大学教授会規程」第7条に規定されているとおり、出席会員の過半数によって成立する（可決・否決時は議長が決し、人事に関する決議は出席会員の3分の2以上で決する）。実際の教授会の運営においては、「各学科、専攻の教育目標等について」（平成20年度第1回）、「卒業判定について」（平成20年度第7回）、「平成21年度時間割について」（平成20年度第13回）等、教育活動に関する議題がその多くを占めている。

【分析結果とその根拠理由】

本学教授会では、定例会において、学科課程や教育研究など教育活動について規定に基づいた公正な審議が行われており、また必要に応じて臨時教授会が開催されるなど、教育活動にかかる重要事項を審議、決定する機関として機能している。

観点2－2－②： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、教育課程や教育方法等の検討は学科単位で行われているが、両科の方針の協議・調整、日常的な教務事項や学生生活に関わる諸問題を協議する組織として学務委員会が設けられており（「学務委員会規程」別冊資料A、171－172 頁）、毎月第2木曜日に定例会議を開催している。委員会は、学生部長（委員長）、両学科から選出された委員、および学生部職員で構成される。過去5年間の協議事項は別添資料2－2－②－1（「学務委員会の記録（平成21年度概要版）」）のとおりである。

専門科目のカリキュラムについては両学科および各専攻が、全学で同一科目が開設されている教養科目については教養教育委員会が、そして教職課程については教職委員会（「教職委員会規程」別冊資料A、187－188 頁）

がそれぞれ一次的な検討を行った上で、学務委員会の審議に付され、その後、教授会の承認を得る。ただし、大幅にカリキュラムを改正する際には、臨時にカリキュラム検討委員会を立ち上げ、集中的に審議し、教授会に提案することになっている。最近では、平成 19 年度のカリキュラム改訂時に設置された。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、両学科教員と職員から構成される学務委員会を毎月定期的に開催し、教務事項と学生生活問題について協議している。また、教養科目や教職課程については別に委員会を設置して教育課程と教育方法について検討している。このように本学では、教育課程と教育方法について、関連する諸組織が適切に構成され、必要に応じて実質的な検討が行われている。

しかしながら、学務委員会の所管事項は教務事項とならんで、学生の福利厚生・自治活動・生活補導に関する事項も含まれており、他の委員会に比べて担当範囲が広い。この点に関わって、きめ細かい対応ができていないかの検討を行う必要がある。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・明確に定められた短期大学の目的、「大学の理念」及び「教育目標」に対応する形で、学科・専攻部門・コースが編制されている。
- ・教養教育委員会や学務委員会など教育活動を適切に行うための仕組みが整備され、機能している。
- ・地域貢献の理念に基づいて設置されている地域連携センター及び地域問題研究所における研究活動が、学生に対する教育活動にも貢献している。

【改善を要する点】

- ・教務事項と学生生活問題を総合的に議論する現在の学務委員会の組織編制によって、教務事項と学生生活問題の双方にきめ細やかな対応を行い得るかについての継続的な検討が必要である。

(3) 基準 2 の自己評価の概要

本学では「大学の目的」や「大学の理念」が明確に定められ、その実現のために各学科・専攻部門・コースが設置され、それぞれの「教育目標」も明確化されている。また、教養教育の改善について協議を行う教養教育委員会、教育活動全般について協議を行う教授会、教務事項と学生生活問題について協議を行う学務委員会が、それぞれ定期的に会議を開催し、実質的な議論を行うことで、大学の目的を実現するための組織的な活動を担っている。

さらに、「大学の理念」の一環として地域貢献の理念を掲げていることから地域問題研究所を中心に展開されている各教員の地域問題研究が、研究成果の地域への還元のみならず授業内容の豊富化につながることで本学学生に対する教育にも生かされている。

以上のように、本学では短期大学の目的を実現するための適切な組織編制が行われており、また教育活動を展開する上で必要な運営体制も整備され、十分に機能している。以上のことから、本学は基準を満たしている。

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到係る状況】

本学は教育公務員特例法に則り、本学学則第39条から第44条において、学長—教授—准教授—講師—助教—助手からなる教員組織編制と各職位の職掌について明確に定めている（別冊資料A、63-64頁）。また、「三重短期大学の組織に関する規則」第12条においては、学科長が「学長を補佐して科務を掌理」し、教授、准教授、講師及び助教が「学生を教授し、その研究を指導するとともに、専門学術の研究に従事する」と、それぞれの職掌を定めている（別冊資料A、5-6頁）。また学科ごとには、法経科第1部の法律コース及び経商コースにコース主任を、生活科学科の食物栄養学専攻及び生活科学専攻に専攻主任を配置している。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、教員組織編制の基本方針が明確に定められており、各教員はそれに則って規程の職務に服している。その際、円滑な研究教育活動を保障するため、全学及び学科別に組織が整備され、学科内ではコース主任、専攻主任を置くことで責任の所在を明確にしている。

観点3-1-②： 教育課程を遂行するため、各学科（専攻課程を含む。）に必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点到係る状況】

本学では、学則第39条に規定する専任教員の組織編制と職掌に基づいて各学科・専攻における専門教育を実施するために必要な教員が配置される。また、専門教育、教養教育を充実させるために非常勤講師を配置している（別添の現況表を参照）。

法経科では主要科目を担当する専任教員のうち11名が教授・准教授であり、専修第一分野（法律・政策系）に5名、専修第二分野（経済・経営系）に6名が配置されている。また、生活科学科食物栄養学専攻においては、4名の教授・准教授が、「人体の構造と機能」、「食品と衛生」、「栄養の指導」、「給食の運営」などの専門領域を分担しており、生活科学専攻にあっても福祉学、心理学、住居学、都市計画、環境共生学などの基幹科目を専任の教授・准教授が担当している。

資料3-1-②-Aに示した短期大学設置基準の必要教員数に対する専任教員数、教授数、教授の割合をみると、法経科（第1部及び第2部）では、必要教員数10名に対して14名が配置されており、必要教員数に占める教授の割合は60%となっている。また生活科学科においては、食物栄養学専攻において必要教員数4名に対して専任教員数が6名、生活科学専攻において必要教員数4名に対して専任教員数が9名であり、必要教員数に占める教授の割合はいずれも75%となっている。また、全体では必要教員数18名に対して専任教員29名、必要教員数に占める教授の割合は66.7%である。このように短期大学設置基準に照らした場合も必要な教員が十分に確保されている。

資料 3-1-②-A 必要教員数に対する専任教員数、教授数、教授の割合

		定員	設置基準に定める必要教員数		専任教員数	教授数	必要教員数に占める教授の割合
法経科第1部		100	3	10	14	6	60.0%
法経科第2部		150	7				
生活科学科	食物栄養学専攻	50	4		6	3	75.0%
	生活科学専攻	100	4		9	3	75.0%
計		400	18		29	12	66.7%

(本学学内資料より作成〔平成22年4月1日現在〕)

教職課程・栄養士養成課程・社会福祉士基礎資格課程に関する教員配置状況は別添資料 3-1-②-1 に示すとおりである。教職課程に関する専任教員は、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」のいずれにおいても教職課程認定基準の必要教員数を専任教員により配置しており、後者の「教職に関する科目」については教授1名・准教授1名が担当している。

栄養士養成課程にかかわる教員配置状況ならびに必要な資格は、「人体の構造と機能」については専任教員・非常勤講師をあわせ医師が2名担当している。また、「栄養の指導」「給食の運営」を担当する専任教員はいずれも管理栄養士である。専任助手についても3名全員が管理栄養士である。このように、栄養士養成課程に求められる教員の基準を満たしている。

社会福祉士基礎資格にかかわる科目担当教員については、専任教員は3名おり、いずれも社会福祉士の資格を取得してから5年以上が経過している。

【分析結果とその根拠理由】

両学科とも、主要科目には教授・准教授を配置して「教育目標」の実現をはかっているほか、必要教員数に占める教授の割合も全学的には6割を超えているなど、「大学設置基準第22条の別表第一及び別表の備考」が定めるところの教育上の必要教員数が確保されている。また各種養成課程においては、社会福祉士基礎資格関連科目において非常勤講師の担当科目が若干多くなっているが専任教員により過半の科目が担当されており、教職課程や栄養士養成課程においては専任教員を中心に構成されていることからみて、必要教員が確保されている。

観点 3-1-③： 短期大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学教員組織の構成を性別及び年齢の観点から見ると、資料 3-1-③-A に示したように、法経科の男女比率において男性教員数の割合が高くなっているが、生活科学科では、男女比率は同率である。年齢別には、30代、40代、50代の教員数がほぼ同数であり、バランスのとれた構成となっている。

資料3-1-③-A 教員の学科別・男女年代別構成

	60代		50代		40代		30代		20代		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
法経科	2	0	3	2	1	1	4	0	0	0	10	4
生活科学科	1	1	2	2	5	1	1	3	0	0	9	7
計	3	1	5	4	6	2	5	3	0	0	19	11

(本学学内資料より作成〔平成22年4月1日現在〕)

また、本学ではすべて公募制による採用人事を行っており、優れた研究・教育能力を有する人材を広く募集する工夫をしている。さらに、「三重短期大学教員在外研修規程」(別冊資料A、45-46頁)では、専任教員が職責を果たすために研究と修養が必要な場合に在外研修の機会を与えることを定めており、ほぼ毎年1名の専任教員が在外研修に派遣されている(別添資料3-1-③-1「三重短期大学教員在外研修の実績」)。

【分析結果とその根拠理由】

法経科については女性教員が少ないものの、年代別に見ると全学的にバランスが取れている。また、公募制による採用人事によりすぐれた研究・教育能力を有する人材を確保すると共に、在外研修制度を導入することで教育研究活動を活性化している。

観点3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。
特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。

【観点到係る状況】

教員の採用及び昇任は、「三重短期大学教員選考基準」(別冊資料A、21-24頁)及び「三重短期大学教員選考基準運用規程」(別冊資料A、25-26頁)に定められた、職位ごとの研究歴、研究業績、教育歴および教育業績等の基準に基づいて行われている。

教員採用については、すべて公募制による採用人事を行っており、募集に際しては、「専任教員の新規採用に関する教授会申し合せ」(別冊資料A、39頁)及び「教員の任用に関する手順について」(別冊資料A、41-42頁)に従い、教授会の審議を経て募集要項が決定される。その後、配属学科による第一次選考(書類審査)、第二次選考(面接)を行い、選考結果を教授会で審議することで採用予定者を決定する。採用予定者の職位は教員資格審査委員会により決定される。以上の手順を踏まえて、学長によって必要な手続きがなされる。

昇任人事については、昇任を申請する教員が、昇任申請書、及び定められた審査書類を学長に提出し、学長はその適否を教員資格審査委員会に諮問する。教員資格審査委員会では、「三重短期大学教員選考基準」および「三重短期大学教員選考基準運用規程」に照らして厳正な審査を行い、適格と判断された場合には、学長が昇任人事を教授会に提案する。そして教授会では「昇任人事に関する教授会の申し合せ」(別冊資料A、40頁)に従って審議を行った上で承認する。

教育上の指導能力の評価については、採用予定者に対しては、担当授業科目等の教育経験に加え、面接を実施することで学術的説明能力と質問に対する回答的確かさなどを評価している。また昇任候補者に対しては、「教育研究業績書」(別添資料3-2-①-1)の提出を求め、担当授業科目とそのシラバス、指導した卒業研究の題目、

教材の開発と作成、教育方法の工夫や改善、FD活動など授業改善活動への参加経験、公開講座など正規課程以外の教育活動、学生支援等の業績について評価し、昇任の基準としている。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、採用及び昇任などの教員人事について、選考基準とその運用規程が明確に定められている。また教員人事においては、研究能力と教育上の指導能力の双方を重視して評価している。研究能力については業績標準等を明確に定めており、また教育上の指導能力については、採用時は教育経験や面接時の学術的説明能力を、昇任時には教育研究業績書を評価対象としている。このように教員採用基準や昇格基準は明確かつ適切に定められ、適切に運用されている。

観点 3-2-②： 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点到係る状況】

本学では、昇任人事において教育研究業績書の提出を求めている。そこでは、担当科目のシラバスや指導した卒業研究題目のみならず、「学生による授業評価アンケート」（別冊資料E）に基づく教育方法の工夫・改善についての記述を求めている。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、昇任人事に必要な教育研究業績書において教育方法に関する工夫・改善点の記述を求めることで、教育活動に関する定期的評価が行われると同時に、その結果の把握を人事等にも反映させている。

しかしながら、教授職の教育活動に対する評価は定期化されていないことから、この点についての検討を進める必要がある。

観点 3-3-①： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点到係る状況】

法経科、生活科学科を有する本学では、カリキュラムには法律・政策、経済・経営、食物・栄養、生活福祉・心理、居住環境など多様な科目が開講されており、これらは関連分野を専門とする教員が担当している。各教員は学内および学外における学会において活発に研究発表を行っているほか、紀要あるいは学内外の刊行物に積極的に教育内容と関連する研究成果を掲載している。若干の事例を資料 3-3-①-A に掲げる。

資料 3-3-①-A 主な教員のシラバスと関連する研究活動

所属	主担当科目及び講義内容	研究活動（主な研究業績）
法経科法律コース	労働法 ・賃金、労働時間などの法的ルール ・労働条件の変更、解雇、懲戒処分	「労働者派遣期間途中の交代・解雇と賃金請求」『三重法経』第 130 号（2008 年） 「男女別コース制のもとでの賃金格差の違法性」『法律時報』81 巻 4 号（2009 年）

法経科経商コース	経営学 ・経営管理の歴史にみる企業と人間 ・日本の経営とその変容（日本の雇用慣行）	「企業内訓練校における人材養成の特徴と課題」『三重法経』第130号（2008年） 「労働力多様化の進展と作業組織実態の二面性」『「新・日本的経営」のその後』晃洋書房（2007年）所収
生活科学科 食物栄養学専攻	栄養学・生化学 ・糖質の化学 ・脂質の化学 ・タンパク質の化学 ・遺伝の生化学 ・核酸とタンパク質の生合成 DNA の複製と修復	PASK (proline- alanine-rich Ste20-related kinase) binds to tubulin and microtubules and is involved in microtubule stabilization, <i>Archives of Biochemistry and Biophysics</i> 477 (2008年) 共著 「蛋白リン酸化酵素PASKの免疫組織化学的局在 —消化器系器官におけるPASKの細胞分布—」『三重短期大学生生活科学研究会紀要』第56号（2008年）共著
生活科学科 生活福祉心理コース	社会福祉論 ・社会福祉の理念とその進展 ・社会福祉の意義、役割 ・社会福祉の対象	「地域医療の崩壊と再生へ向けて」『地域医療と自治体病院』自治体研究社（2008年）所収 「四日市公害問題と社会福祉」『四日市学講義』風媒社（2007年）所収
生活科学科 居住環境コース	都市計画論 ・都市農村計画の理論 ・空き地、林、自然がなくなる —公園緑地計画 ・みんなで街をつくる・共同＝都市計画の新しい動き	『都市農村計画の概念』農林統計協会（2004年） 「農業・農村から見た地方都市の都市形成史—津市を事例に—」『地研年報』第14号（2009年） 「実効性ある景観政策の検討—四日市市及び伊賀市の景観条例と景観法を比較して—」『三重短期大学生生活科学研究会紀要』No. 57（2009年）
共通科目	文学Ⅰ・Ⅱ ・文学とは何か ・山本周五郎はどんな作家か ・「柳橋物語」を読む	『周五郎の江戸 町人の江戸』角川春樹事務所（2007年9月） 「山本周五郎のテキスト「柳橋物語」を中心に—」『三重法経』第128号（2006年）

（本学学内資料および本学履修要項〔別冊資料B1〕等より作成）

【分析結果とその根拠理由】

資料3-3-①-Aにも見られるように、教員の研究活動は担当する科目と強い関連性を有しており、教育目的を達成するための基礎としての研究活動が活発に展開されている。

観点3-4-①： 短期大学において編制された教育課程を遂行するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

【観点到に係る状況】

本学は、教育公務員特例法に則り、学則の定めるところによって職員組織を構成している。

また、本学の職員定数については津市職員定数条例第2条において45名と定められており、平成22年4月1日現在において、教員30名、職員13名の合計43名体制で業務を遂行している。教育課程に関わる教育支援者については、具体的には、津市規則第213号第2条に基づく「三重短期大学事務分掌規則」（別冊資料A、7-9頁）に則り、学生部職員5名、図書館職員2名が配置されており、それに加えて、それぞれの所掌事務を補うために、法経科に1名、生活科学科に2名、図書館に2名、情報処理実習室に1名、及び地域問題研究所に1名の非常勤嘱託職員を配置している。

【分析結果とその根拠理由】

本学では教育課程を円滑に遂行するために、職員配置に関する明確な規則を定め、それに基づいて、各学科の研究教育活動、学生対応、および図書館等の学習施設運営に必要な職員を確保している。また必要に応じて非常勤嘱託職員を配置しており、本学では教育課程の遂行に必要な教育支援者が適切に配置されている。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・主要科目の多くを専任の教授・准教授が担当し、短期大学設置基準に定める必要教員数に占める教授の割合が全学平均で6割を超えており、専任教員の構成も年代別にバランスが取れているなど、教育課程の遂行に必要な教員が確保されている。
- ・教員人事について、研究能力に加えて教育上の指導能力が評価（採用人事における教育経験や学術的説明能力の評価、昇任人事における教育研究業績の提出など）されている。
- ・教育課程の遂行を担う教員の教育活動を活性化するための仕組み（公募人事や在外研修等）が整っている。

【改善を要する点】

- ・法経科における女性教員比率を改善することについての検討を進める必要がある。
- ・教授職の教育活動に対する定期的評価のあり方について検討を進める必要がある。

（3）基準3の自己評価の概要

本学では、教員組織編制の基本方針が明確に定められ、各教員はそれに則って職務に服しており、全学的に、また学科別に各教員の役割や責任の所在が明確にされている。

教員の配置については、両学科とも主要科目に教授・准教授を配置しており、また必要教員数に占める教授の割合も全学的には6割を超えているなど教育上の必要教員数が確保され、各種養成課程でも基本的に専任教員を中心に構成されている。教員構成は、法経科で女性教員が少ないという問題があるものの、年代別には全学的にバランスが取れている。さらに公募人事や在外研修制度の導入によって教育研究活動を持続的かつ活発に行っていく措置を講じている。

本学の教員は、教育目標を達成するための基礎として、教育内容に関連した研究活動を活発に展開している。教員の採用及び昇任などの教員人事については、選考基準とその運用規程が明確に定められ公正に行われている。また研究能力と教育上の指導能力の双方を重視し、教員人事においては「教育研究業績書」等をもとに教育能力の審査が適正に行われている。さらに、「学生による授業評価アンケート」結果を踏まえた授業改善に向けてのコメント作成や「教育研究業績書」における教育方法の工夫・改善点の記述など、教育活動の定期的評価と活用が進められている。

また、本学では教育課程を円滑に遂行するために、職員配置・所掌事務に関する明確な規則を定め、それに基づいて、各学科の研究教育活動、学生対応、および図書館等の学習施設運営に必要な職員を確保している。

このように、本学では教員配置、教員人事などは明確な基準に基づき適切に運用されており、また、教育目標を実現するための研究活動の活性化、教育課程を遂行するための支援体制も整備されている。以上より、本学は基準を満たしている。

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-①： 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

本学では、従来から大学の目的を明確に定めてきたが、平成 20 年 3 月に「大学の理念」（前掲資料 1-1-①-B）および「教育目標」（前掲資料 1-1-①-C）を新たに制定した。そしてその際、各学科・専攻では、それぞれの教育目標に即して、求める学生像と入学者選抜方針を「アドミッション・ポリシー」（別添資料 4-1-①-1）として明確化した。

アドミッション・ポリシーでは、各学科・専攻部門における教育内容に対する関心を持ち、勉学を通して社会の発展に貢献したいと願う学生を求めていることが示されている。また、入学者選抜において重視する能力等についても、各学科・専攻の入試種別ごとに示されている。

このアドミッション・ポリシーについては、オープン・キャンパスや受験相談会などを通じて受験生に周知しているほか、本学ホームページでも公表（<http://www.tsu-cc.ac.jp/rinen%20mokuhyo/rinen%20mokuhyo.html>）している。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、平成 20 年 3 月に制定した「大学の理念」と「教育目標」に沿って、各学科・専攻部門ごとにアドミッション・ポリシーを明確にしている。また本学では、アドミッション・ポリシーをホームページ上で公表し、オープン・キャンパスや受験相談会でも受験生に対して周知しており、公表と周知は十分達成されている。

観点 4-2-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点到係る状況】

本学では、各学科・専攻ごとの教育目標に沿ったアドミッション・ポリシーに基づいて入学者選抜を行っている（「平成 21 年度学生募集要項」、別冊資料 G 1～G 4 を参照）。

法経科第 1 部では、アドミッション・ポリシーに沿って 3 種類の入試方法を採用している。「推薦入試」では高等学校による推薦を前提としており、面接（別添資料 4-2-①-1「面接カルテ」）や小論文試験（別冊資料 H、30-32 頁）を通して、社会科学の基本を学ぶ学習意欲、問題関心及び自己表現能力を重視した選抜を行い、「一般入試」では英語と国語の学力試験を実施して基礎学力と論理的思考を重視した選抜を行っている（別冊資料 H、1-12 頁）。「センター試験利用入試」では選択科目制を実施しており、国語・地歴・公民・数学・理科・外国語から 2 教科 2 科目を選択することを課している。

法経科第 2 部では、4 種類の入試方法を採用している。「推薦入試」においては受験生に対して面接を行うとともに「どのようなことを学び、それをどう生かすか」（別冊資料 G「学生募集要項」、3 頁）についての「学習計画書」（別添資料 4-2-①-2）の提出を求め、関心のある社会問題や入学後に学習したい分野について述べて

もらうことにより、学習意欲、問題関心及び自己表現能力を重視した選抜を行っている。また、22歳以上の受験生を対象にした「社会人入試」では、書類審査と面接により、学習意欲と自己表現能力を重視した選抜を行っている。さらに「一般入試」では、小論文試験（別冊資料H、26－29頁）と面接により基礎的な読解力、論理的思考、自己表現力を重視した選抜を行っている。最後に「センター試験利用入試」では、選択科目制により、国語・地歴・公民・数学・理科・外国語の中から1科目を選択することとし、特定の教科・分野において優れた能力を発揮しているか否かを重視した選抜を行っている。

生活科学科では、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れ方法として3種類の入試方法を採用している。「推薦入試」は、法経科第1部と同様に高等学校による推薦を前提としており、選抜には書類審査、小論文および面接を採用している。小論文の内容はアドミッション・ポリシーに沿ったものとし、法経科第1部と共通の出題になっている。さらに各専攻の書類審査や面接ではアドミッション・ポリシーに沿った選考方法を工夫している。「一般入試」は、英語と国語の学力試験を採用し、基礎学力や論理的思考を重視した選抜を行なっている（別冊資料H、14－24頁）。「センター試験利用入試」においては、食物栄養学専攻では国語、数学と理科から1科目選択、外国語の合計3科目を選択することを課し、生活科学専攻では国語、地歴、公民、数学、理科、外国語から2教科2科目を選択することを課している。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、社会科学や生活科学の基礎を学ぶために必要な基礎学力や論理的思考力を重視したうえで、受験生に多様な入試方法を提供している。また法経科第2部では学ぶ意欲を重視しており、推薦入試においては「学習計画書」の提出を求めている。このように本学では、各学科・専攻部門のアドミッション・ポリシーに沿った受入方法を採用し、十分に機能している。

観点4－2－②： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

【観点到係る状況】

本学ではこれまで、国際貢献ならびに本学の学生教育の活性化をねらいとして留学生を受け入れてきた。「三重短期大学外国人留学生規定」（別冊資料A、104－105頁）を定めて、入学資格を「本科生に準じるもの」とし、志願者には独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」（科目は「日本語」と「総合科目」）の事前受験を義務づけている（別添資料4－2－②－1「外国人留学生特別選抜募集要項」）。本学における試験科目は「小論文」と「面接」である（別添資料4－2－②－2「外国人留学生特別選抜試験問題（小論文）および4－2－②－3「外国人留学生入試面接カルテ」）。入学後は、個別に指導担当教員をつけるとともに「日本語・日本文化論」を履修するよう指導している。

しかし、過去5年間の留学生の受験ならびに合格・入学・卒業実績を示した資料4－2－②－Aに見られるように、近年は志願者が減少している。この状況に鑑み、平成23年度入試からは留学生の受け入れを停止する予定である。

資料4－2－②－A 過去5年間の留学生の受入状況 （単位：人）

入学年度	H18	H19	H20	H21	H22	合計
志願者数	0	0	1	1	0	2

受験者数	0	0	1	1	0	2
合格者数	0	0	1	0	0	1
入学者数	0	0	0	0	0	0
卒業者数	0	0	0	0	0	0

※卒業者数は当該年度に入学した学生で卒業した数

(本学入試管理関係資料より作成)

また社会人特別選抜については、法経科第2部において実施している。出願資格は「大学入学資格を有し、前年度3月31日までに22歳に達する者」である(別冊資料G4、1頁)。もともと法経科第2部には「社会人」学生が多く、アドミッション・ポリシーにおいても、「学び続けることを生き甲斐とし、自らの人生設計に組み入れたいと願う学生」を明記して、社会人特別選抜を含めた社会人学生を意識した学生募集を行っている。選抜は、「書類審査」と「面接」により可否を決定している(別添資料4-2-②-4「社会人特別入試面接カルテ」)。過去5年間の社会人特別選抜の実施状況は資料4-2-②-Bのとおりである。

資料4-2-②-B 過去5年間の社会人特別選抜実施状況 (単位：人)

入学年度	H18	H19	H20	H21	H22	合計
志願者数	33	24	17	22	24	122
受験者数	33	24	16	21	24	120
合格者数	33	24	16	21	20	120
入学者数	29	20	16	20	18	108
卒業者数	25	19	13	—	—	59
22年度在籍者	0	0	1	20	18	36

※卒業者数は当該年度に入学した学生で卒業した数

(本学入試管理関係資料より作成)

【分析結果とその根拠理由】

本学では、平成23年度入試より外国人留学生特別選抜を停止する予定であるが、従来、留学生の入学資格を「本科生に準じるもの」と定め、受け入れる際には「日本留学試験」の事前受験を義務づけるなどの工夫をしてきた。社会人については、法経科第2部のアドミッション・ポリシーに即して、学ぶ意欲を評価するために書類審査と面接を行っている。このように本学では留学生、社会人の受け入れ基本方針を諸規則やアドミッション・ポリシーに示し、それに対応した選抜を行っている。

観点4-2-③： 実際の入学選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

本学の入学選抜は、「三重短期大学入学試験管理委員会規程」及び同「細則」(別冊資料A、164-166頁)に基づき、入学試験管理委員会が中心となって全般の企画、募集要項・入学試験実施計画の作成、入学試験合格者の選考原案の作成などを行っている。

試験問題の作成については、入学試験管理委員会で選出し、教授会により承認された問題作成委員が担当する。

問題は入試科目ごとに検討・作成された後、問題検討会（問題作成委員、入試委員、学生部長、図書館長で構成）を実施して、十分なチェックを行っている。また印刷等の作業は複数名で行い、問題文や原典は厳重に保管し、試験問題の漏洩を防止している。

推薦入学者選抜試験、一般入学試験、法経科第2部入学試験の実施に当たっては、学長を本部長とする入学試験運営本部を設置し、実施計画に従って全学教職員が各業務に従事する（別添資料4-2-③-1、4-2-③-2、及び4-2-③-3）。

合否判定については、いずれの選抜方法においても、入学試験管理委員会が採点結果に基づいて合格者判定資料を作成し、それに基づく各学科の議論を経て作成される合否判定原案を教授会において審議・決定する。

【分析結果とその根拠理由】

本学入学者選考は、入学試験管理委員会が中心になり実施され、また、試験問題作成、印刷、あるいは入学試験の実施、合否判定まで、客観的かつ公正に実施されている。

観点4-2-④： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

本学では、入学試験管理委員会等において、入試種別ごとに入学者の学修状況、卒業状況などについて議論を行ってきた。ただし、アドミッション・ポリシーに沿った選抜が実施され、機能しているかという点については、現時点では入試出題者反省会において検討されている程度である（別添資料4-2-④-1「平成21年度入試出題者反省会の記録」を参照）。

【分析結果とその根拠理由】

アドミッション・ポリシーに沿った学生受入が行われているかどうか体系的に検証する方法が入試出題者反省会を除けば十分に具体化されていない。今後は、入試管理委員会等において具体的な検証方法について検討していく必要がある。たとえば、入試種別、学科・専攻部門・コース別、出身高校別、調査書評定平均点別に、入学した学生の年次別履修申告状況、取得単位数、成績、資格取得等を追跡調査した基礎資料を作成し、入学者選抜の改善を図っていく必要がある。

観点4-3-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

本学の各学科・専攻における入学定員と実入学者数は資料4-3-①-Aに示したとおりである。

資料4-3-①-A 過去5年間の学科・専攻部門別入学定員・実入学者数 (単位:人)

学科・専攻部門	入学定員	実入学者数				
		H18	H19	H20	H21	H22
法経科 第1部	100	103	110	109	109	105
法経科 第2部	150	87	94	92	100	118
生活科学科 食物栄養学専攻	50	56	50	54	50	51
生活科学科 生活科学専攻	100	111	99	111	107	98

(本学入試管理関係資料より作成)

法経科第1部における実入学者数については、この間、入学定員100名に対して3～10名上回る範囲で推移している。法経科第2部の実入学者数は、近年増加傾向にあるものの、定員を下回る事態が継続している。

法経科第2部における実入学者数と定員数の乖離に対しては、入学者数の増加を図る対策を実施している。夏期に開催されるオープン・キャンパスとは別に、毎年2月に法経科第2部を対象とした受験相談会を開催し、複数の法経科専任教員が説明と相談にあたっている。またリーフレット「わたしも三重短大で学んでいます」(別添資料4-3-①-1)を毎年作成し、現役の2部学生の生の声を受験希望者に紹介している。これらの成果もあって、出願者、実入学者数ともに増加しつつあり、平成21年度以降は実入学者数は100名を超えるようになっていく。

生活科学科食物栄養学専攻においては、過去5年間、定員と同数あるいは定員を1割程度上回る実入学者があった。栄養士養成課程であり定員を大きく上回ることがないように、過去のデータを精査しつつ、合否判定を行っている。

生活科学科生活科学専攻においては、過去5年間、実入学者数は定員の1割を超す年度と1～2名ではあるが下回る年度が繰り返されている。定員は確保されていると言えるが、現代的課題に沿った魅力ある学科・専攻づくりのために、平成22年度からは居住環境コースに環境共生にかかわる科目を開設しており、また受験者確保のために、新たな入試方法の導入についても検討中である。

【分析結果とその根拠理由】

本学における入学定員と実入学者数の関係は、法経科第2部を除いて問題はない。法経科第2部では、実入学者数が定員を下回る事態が続いていたが、オープン・キャンパスに加えて受験相談会の機会を増やすことや、リーフレットを作成、紹介するなどの改善策を講じることで一定の回復を実現している。また生活科学科生活科学専攻においても、コース再編を通じて志願者を増加させる努力を行っている等、適正化が図られている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・入学者受入方針であるアドミッション・ポリシーを明確に定め、ホームページ掲載やオープン・キャンパスでの説明を通して公表、周知している。
- ・法経科第2部の推薦入試において学習意欲を重視する「学習計画書」の提出を課すなど、アドミッション・ポリシーに沿った入試方法の導入について工夫を重ねてきている。

【改善を要する点】

- ・アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証する具体的方法が十分に確立されていない状況の改善が必要である。
- ・法経科第2部の実入学者数が定員を下回っており、近年は種々の努力により出願者数、入学者数が回復しているとはいえ、出願者数、入学者数の増加に対する取り組みについてなお一層の改善が必要である。

(3) 基準4の自己評価の概要

本学では、平成20年3月に制定した「大学の理念」と「教育目標」に沿って、各学科・専攻部門ごとにアドミッション・ポリシーを明確化し、ホームページ上での公表、オープン・キャンパスや受験相談会での説明を通じて、受験生に周知するべく努力している。

また学生受け入れに関しては、基本的に社会科学や生活科学の基礎を学ぶために必要な基礎学力や論理的思考力を重視しているが、アドミッション・ポリシーに沿って多様な入試方法を採用しており、たとえば法経科第2部の推薦入試では、学ぶ意欲を重視して「学習計画書」の提出を求めるなどの工夫をしている。

現在、本学における入学定員と実入学者数の関係は法経科第2部を除いて問題はない。法経科第2部については実入学者数が定員を大幅に下回る事態が続いていたが、受験相談会の機会を増やすことや、リーフレットの作成・紹介などの改善策を講じることで一定の回復を実現した。また生活科学科生活科学専攻においても、コース再編を通じて志願者を増加させる努力が行われている。

本学がアドミッション・ポリシーを定めたのは平成20年3月であるため、アドミッション・ポリシーに沿った学生受け入れが行われているかどうか体系的に検証する方法が具体化されていない。そのあり方については、今後検討していく必要がある。

入学者選考については入試管理委員会が中心になり実施しており、試験問題作成・印刷、入学試験および合否判定については万全の体制の下で公正に実施されている。

このように、本学では学生受け入れに関してその基本方針であるアドミッション・ポリシーが明確に定められ、それに沿った受け入れ方法が採用され機能しているといえる。また学生受け入れに係る全過程は万全の体制の下で公正に実施されている。以上より、本学は基準を満たしている。

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

観点 5-1-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到係る状況】

本学の授業科目の配置は、各学科・専攻共通して、基礎科目－共通科目－専修科目という構成を取っている。基礎科目は語学科目と各学科・専攻の入門講義にあたる専修基礎からなっている。語学科目と共通科目を各学科・専攻共通にすることで短大としての統一性を保ちながら広い教養をもつ有為の人材を育成することをめざすカリキュラム構成になっている。

①一般教育科目

一般教育科目は「語学基礎」と「共通科目」で構成される（別冊資料B 1、7 頁）。「語学基礎」は、基礎的な語学能力とコミュニケーション能力を向上させ、異文化に対する理解を深めることを目指しており、英語・独語・仏語の他に、アジア系言語として中国語が開設されている。「共通科目」は共通A、共通B、共通Cからなっている。共通Aは運動実践としての体育実技、コンピュータ技術の獲得を目指す情報処理実習をはじめ、環境・情報・生命科学などの自然科学系分野の科目を中心に構成されている。共通Bでは教育、人権、ジェンダー、歴史、地理、文学など人文・社会科学分野の科目、ならびに独・仏・英・中の外国語科目で構成されている。共通C分野は、三重県域の歴史を学ぶ「地域史」、津市職員によるリレー式講義で、自治体行政の現状について学ぶ「自治体行政特論」など、地域を意識した科目で構成されている。

学生はこのように幅広い分野の科目から特定分野に偏ることのないように選択履修することになっている。特に共通Cは、地域貢献の理念とも重なる役割を果たしている。学生は、所属学科・専攻にかかわらず、様々な学術分野に接し、知識の裾野を広げ、地域の諸問題に触れ、多様な角度から創造的に考える力を培っていくことができる。

②法経科

法経科第1部の卒業必要単位は66 単位と定められている（別冊資料B 1、8 頁）。基礎科目では各コースの入門講義である法学入門・経済入門を必修科目として1 年次前期での履修を指導している。専修科目のうち「統計学」、「社会科学のための近現代史」、「社会思想史」、「社会調査論」の4 科目を専門科目を学ぶために必要なツールの科目と位置づけて「法経共通」分野とし、2 科目4 単位以上の履修を義務づけている。また、2 年次において演習4 単位を卒業必修科目としている。さらに法律コースの学生は法律コース科目群から34 単位と経商コースの科目群から8 単位、経商コースの学生は経商コースの科目群から34 単位と法律コースの科目群から8 単位の履修をそれぞれ最低必要単位としている。「専修科目」においては、法律・政策、経済・経営にかかわる基幹的科目はもちろんのこと、4 年制大学の法学部や経済学部と匹敵するような科目も開講し、短期間でも専門的素養を修得できるように配慮している。

例として資料5-1-①-Aに経商コースのカリキュラム図を示す。学生は上から下へという系統に沿って、1 年次においては基礎・法経共通・経経専修A（基礎的専修科目）を2 年次では経経専修B（発展的専修科目）

と演習を履修できるように配置されている。4 単位科目については週 2 回開講としてどの科目も原則としてセメスター単位で履修できる。

資料 5－1－①－A 経商コースカリキュラム図

		経済系	経営・会計系	
基礎 2 (必修)		経済入門 2		
法経共通 4 以上		社会思想史 2・社会調査論 2・社会科学のための近現代史 2・統計学 2		
経経専修 34 以上	経経専修 A 20 以上	経済原論 4	簿記原理 4	
		経済史 4	工業簿記及び原価計算 2	
		経済政策 4	経営学 4	
		金融論 4	会計学 4	
		財政学 4	マーケティング論 4	
		地方財政論 2		
	経経専修 B 14 以上	日本経済論 2	経営情報論 2	管理会計論 2
		国際経済論 2	経営財務論 2	税務会計論 2
		計量経済学 2	経営組織論 2	
		証券論 2	企業論 2	
		経済学史 2		
		環境経済論 2		
		産業経済論 2		
		(経済学特殊講義 4)	(経営特殊講義 4)	
演習 4 (必修)		演習 4 (経済史・金融論・経済政策・財政学・経営学・会計学)		

※数字は単位数

(法経科ガイダンス資料より作成)

法経科第 2 部では、第 1 部のようなコースを設定せず、法律分野、行政分野、経商分野全般の基礎的知識を習得できるカリキュラムを組んでいる。卒業必要単位は 64 単位で、専修科目 46 単位と社会科学演習 4 単位が最低修得単位である。専修科目については法律、経商、行政の各分野から最低 8 単位を修得することを卒業要件としている (別冊資料 B 1、9 頁)。

また、法経科第 1 部、第 2 部ともに 2 年次での演習を卒業必修として、基礎・共通・専修科目の履修によって培われた各自の問題関心に沿った学習を深めることを目指している。

③生活科学科

食物栄養学専攻の授業科目は、基礎科目、共通科目、専修科目で構成され、卒業必要単位は合計 64 単位以上としている (別冊資料 B 2、8 頁)。

食物栄養学専攻における栄養士免許に関わる科目については、平成 14 年度に改正された栄養士法施行規則に基づいて編成しており、教育内容から「社会生活と健康」「人体の構造と機能」「食品と衛生」「栄養と健康」「栄養の指導」「給食の運営」の 6 分野に大別し、講義と実験・実習科目をバランスよく開講するとともに、基礎的な知識の習得から専門的な内容へと段階的に学習できるよう科目の配置に配慮している。また食による一次予防の重要性に鑑み、健康増進や疾病予防対策に必要な授業科目・内容の充実を図っている (別冊資料 B 2、8 頁、39 頁)。

生活科学専攻の授業科目は、基礎科目、共通科目、専修科目で構成され、卒業必要単位は合計 64 単位である (別

冊資料B 2、9頁)。

生活科学専攻においては、「被服学」「調理学」「住生活論」「日本国憲法」「生活経営」など生活の根源にかかわる科目が生活基礎科目として配置されている。その上で、社会福祉関連の科目に関しては、「社会福祉論」「地域福祉論」など福祉の基幹的な科目の他、社会福祉士国家試験の指定科目を開講し、社会福祉士を目指す学生を支援している(別冊資料B 2、14-16頁)。

心理学関連の科目に関しては、「カウンセリング論」や「人間関係論」など直接的に福祉と関係する科目の他、心理学を主に学習する学生に向けて、「心理学概論」「心理学研究法」など、心理学の基幹的な科目を配置している。また、人間存在についての哲学的・教育学的考察を目的に「人間形成論」が開講されている。

居住環境関連科目としては2級建築士受験のために必要な指定科目の他、福祉分野との連携を意識した「居住福祉論」や「住生活設計」などが開講されている。また、平成22年度からは環境共生について学ぶ「環境政策論」「環境倫理学」などが開講されている。

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育課程は、観点1-1-①に示された全体的教育目的に沿って編成されている。卒業必要単位は法経科第1部で66単位、法経科第2部・生活科学科で64単位であるが、基礎科目・共通科目・専修科目の必要単位数はバランスが取れており、体系的な科目配置を実現している。

教養科目は共通科目として配置されており、法経科第1部・第2部、生活科学科各専攻の全体に共通する科目配置をとっている。共通科目を各学科・専攻・コースの体系的な履修の入門部分にあたる基礎科目群と専門的知識・技能取得のための専修科目群の間に配置することで、短期大学総体としての教育目的を実現するための共通性を確保している。このベースの上に、各学科・専攻ごとの専門性を身につけることで、短期大学としての教育目的実現をはかっている。共通科目群は人文科学・社会科学・自然科学をまんべんなく履修できるように配置されており、広い視野に立った教養を確保できる。

法経科第1部については、必修の入門講義をうけて、法経共通科目としてツールの科目群を置き、その上で社会科学に関する基本的な知識の修得を実現するために、法律・政策分野と経済・経営・会計分野の基幹科目を4単位科目として配置し、その修得を踏まえてより専門性の高い科目群の履修へ進むことで、最新の学問的到達点についての一定の理解をもてるようにカリキュラムが構成されている。

法経科第2部については、法律分野・行政分野・経商分野についての基礎的科目をまんべんなく配置し、幅広い社会科学的教養を修得できるような科目構成になっている。

法経科第1部・第2部共に、2年次に配当される演習によって地域に根ざした市民感覚の修得や問題発見能力の育成、プレゼンテーション能力の涵養を果たすことを可能にする体系的なカリキュラムを実現している。

生活科学科食物栄養学専攻においては、栄養士免許取得課程と科目配置をリンクさせつつ、基礎から専門への段階的科目配置を実現している。生活科学専攻においては、生活基礎科目の配置の上にコース毎に特性を持たせた、福祉・心理、居住・環境の専修科目が配置されつつも、各分野を関連させる科目の配置により専攻としての一体性を確保している。

両学科を通じて、専修科目は、それぞれの専攻部門・コースの教育目的に沿った体系性を保ちつつ、4年制大学に匹敵する質と量の科目配置を実現しており、学生は卒業必要単位を越えて、より深く広く学習することが可能になっている。また、専門性を担保しつつも、他専攻・他コースの科目群を一定数取得することを義務づけることで、学科としての教育目的の実現を可能にしている。

観点 5-1-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

本学の学生の多くは卒業後に民間企業へ就職するが、近年では4年制大学への編入をめざす者、公務員を希望する者、あるいは栄養士を経て管理栄養士に挑戦する者など、入学の動機や学習のニーズは多様である。また、法経科第2部の入学者は教養としての高等教育を求めている。

こうした多様なニーズをもつ学生に対応するため、本学では機会あるごとにカリキュラムの見直しに努めてきた。近年では、平成9年度に法経科第1部と生活科学科生活科学専攻のコース制を改編し、同時にカリキュラムも大きく変更した。平成19年度には、再び法経科第1部と生活科学専攻のコースの見直しを行うとともに、履修状況や学生のニーズを調査した上で、教養科目を全学的に統一する改編を実現したが、その際に第2外国語についての学生へのアンケートを実施し、希望が多かった「中国語」を追加した。

また、学生の資格取得希望も高まっており、平成21年度に、生活科学科では社会福祉士国家試験受験資格や二級建築士受験資格等を卒業資格にできるカリキュラム改革を行った。法経科については、直接資格取得に結びつくものではないが、商学系科目を改編して経営学系科目を充実させるなど、現代的課題に応えるカリキュラムを導入した。

法経科ならびに生活科学科の専任教員の研究成果が授業に生かされている事例については資料5-1-②-Aとして授業内容と研究成果の対応を例示した。

資料5-1-②-A 授業内容と研究成果の対応事例

学科	科目名	シラバス	該当箇所	対応する研究成果
法経科第1部	刑事政策	授業計画 …… 9. 精神障害者の強制入院制度 10. 触法精神障害者と心神喪失者等医療観察法	H21年度 法経科 83 頁	・「保安処分論議の今日的総括」（『法律時報』74-2、pp. 17-22、2002/2） ・「「心神喪失者等処遇法案」の自民党修正案について」（『法と民主主義』374、pp. 36-39、2002/12） ・「「再犯予測からリスクマネジメントへ」で問題は解決するのか？」（『三重法経』124、pp. 21-42、2004/12）
法経科第2部	経営学	授業計画 …… 第17回「日本的経営とその変容」	H20年度 法経科 104 頁	・「労働力多様化の進展と作業組織実態の二面性」（『「新・日本的経営」のその後』、晃洋書房、2007年、pp167-81）

生活科学科	生化学	授業計画 第4回「タンパク質の化学」タンパク質の機能 第7回「酵素」酵素機能の制御と代謝機能	H20 年度 生活科学科 85 頁	「PASK(proline-alanine-rich Ste20-related kanase)binds to tubulin and microtubules and is involved in microtubule stabilization」 「Archives of Biochemistry and Biophysics」 2008/9/15, 477 巻 2 号、pp267-78、T.Kosaka T.Ushieo H(corresponding author)Kimura K..Honda T.Kayahara T.Mizoguchi A.
-------	-----	--	----------------------	--

※該当箇所はそれぞれの年次の履修要項の頁数を示す。

本学ではその設置形態に鑑み、地域とのつながりを従来から強く意識しており、学生に対する教育においても、共通C科目中に「地域史」、「自治体行政特論」という地域関連科目を開講している。特に、「自治体行政特論」は、設置者である津市本庁との連携により、市長・副市長の講義に始まり、行政各分野の担当者がリレー式に講義を担当し、市の主要な施設見学などを踏まえ、現在、地域で何が問題となっているのかを実感的に考えさせるという特色を持った科目である。

その他、学生の学習ニーズに応えるための制度として、「乗入れ制度」と「他大学での既修得単位の認定」を実施している。「乗入れ制度」は、学生の履修の便を図るため、一定の範囲内で、法経科第1部・生活科学科と法経科第2部の間で同一科目の受講を認める制度である。この制度は平成18年度までは法経科第1部と法経科第2部の間で実施されてきたが、平成19年度からは教養科目に限り、生活科学科の学生が法経科第2部の講義を受講できることとした。さらに、平成22年度からは専修科目についても乗り入れを認めることになった。資料5-1-②-Bに平成22年度の乗り入れ可能な科目数と単位認定の上限を示し、別添資料5-1-②-1に学則上乗り入れ可能な科目の一覧を示した。

資料5-1-②-B 乗り入れ可能単位数及び科目数

学科(→乗り入れ先)	乗り入れ可能単位数	乗り入れ可能科目数
法経科第1部 (→法経科第2部)	20	55
法経科第2部 (→法経科第1部)	20	63
生活科学科 (→法経科第2部)	20	29

(別冊資料B1、B2より作成)

また、平成21年度の学科・専攻・コース別の乗り入れ制度の利用状況は資料5-1-②-Cに示した。

資料5-1-②-C 乗り入れ制度利用者と利用率

学年	学科・専攻等	利用者(人)	利用率(%)
2年	法経科第1部法律コース	27	47.4
	同上 経商コース	26	48.1
	法経科第2部	68	73.9
	生活科学科食物栄養学専攻	26	46.4
	同上 生活福祉・心理コース	26	35.1

	同上 居住環境コース	3	8. 8
1 年	法経科第 1 部法律コース	1 7	3 0. 4
	同上 経商コース	2 5	4 8. 1
	法経科第 2 部	6 5	6 6. 3
	生活科学科食物栄養学専攻	3 1	6 2. 0
	同上 生活福祉・心理コース	1 2	1 6. 0
	同上 居住環境コース	1 0	3 1. 3

※利用率は平成 21 年度在籍学生（9 月卒業を含む。年度途中の退学者は除く）の乗入れ制度を利用して単位を取得した人数と在籍学生数に対するその比率（2 年生は 2 年間での利用状況）
（本学学生部資料より作成）

「他大学の既修得単位の認定」については、認定単位の上限は 30 単位である。過去 5 年間の既修得単位の認定状況は資料 5－1－②－D に示したとおりである。

資料 5－1－②－D 既修得単位の認定状況

年度	認定者数 (人)	1 人当平均認定 単位	所属学科・専攻
H 1 8	5	1 3. 6	法経科第 2 部、食物栄養学専攻、生活科学専攻
H 1 9	6	1 3. 0	法経科第 2 部、食物栄養学専攻
H 2 0	5	1 4. 4	法経科第 1 部、第 2 部、食物栄養学専攻
H 2 1	7	1 6. 9	法経科第 1 部、第 2 部、食物栄養学専攻、生活科学専攻
H 2 2	6	1 3. 3	法経科第 1 部、第 2 部、食物栄養学専攻、生活科学専攻

（各年教授会資料より作成）

【分析結果とその根拠理由】

教育課程の編成においては、法経科第 1 部・第 2 部、生活科学科生活科学専攻・食物栄養学専攻に共通して、学生のニーズの変化に対応したコース構成の変更、カリキュラムの見直し、科目群の再編を適宜に行っている。特に、生活科学科においては従前からの教育目的を維持しつつ、実学系の学科として学生の資格取得ニーズに対応して、社会福祉士国家試験受験資格や二級建築士受験資格を卒業資格として取得できる課程を導入したカリキュラム改編を行ってきていることは高く評価できる。

また、入学者の多様化に伴って、他大学の既修得単位認定をすすめ、夜間開講科目と昼間開講科目の相互乗入れの拡充に努めるなど、学生のニーズに対応する制度的配慮が十分に行われている。

各授業科目の内容も、学会の動向や研究水準を反映させるのみならず、各担当教員による当該分野の先端的研究成果と密接に対応していることで、教育内容が高いレベルで行われることを担保している。また、公立短期大学という地域に根ざした教育機関としての特性をあらわす自治体行政特論・地域史や公開講座という授業科目を開設することで地域社会からの要請にも応えてきている。これらからみて、学生のニーズや地域社会の要請への配慮、学術研究の反映などは十分に達成されている。

観点 5-1-③： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

科目の履修については、各学期毎にオリエンテーションを開催して、履修申告についての説明と注意を行い、特に1年次前期のオリエンテーションでは、クラス担任による履修指導の時間を確保している。

法経科第1部・第2部ならびに生活科学科生活科学専攻においてはオフィスアワーを設け、学生からのさまざまな学習相談に応じる体制を整えている。食物栄養学専攻については、専攻自体がクラスとしてまとまって行動することが大半であるため、授業の前後に随時相談に乗っている。

本学では2年次の履修について、法経科第1部では30単位以上、生活科学科では20単位以上の単位取得を義務づけ、卒業要件としている（別冊資料B1、6頁、別冊資料B2、8-9頁）。

通例のCAP制度とは逆の制度設定であるが、このような制度設定にしたのは次のような理由による。本学においては、栄養士養成課程を含む食物栄養学専攻以外は、年次必修科目の配当が少なく、おおむね1年次の入門講義と、2年次の卒業演習に限られる。一方で、開設される専修科目は相当多数に上っている。これは、それぞれの学科・専攻における教育目的に沿った科目配置を基礎的なものとどめず、発展的、専門的な科目群を充実させ、学生には自らの興味関心に沿ってできるだけ広く深い学習が可能になるようにという教育課程編製の趣旨にもとづいている。そのため、学年やセメスター毎の履修制限は設けていない。

しかしながら、平成19年度に行われた全学的な学科・カリキュラム改編に際して、法経科第1部・第2部を対象とした履修状況調査を行った結果、次のような状況が判明した。第一に、多くの学生は卒業必要単位を若干上回る程度の単位取得にとどまっていた。第二に、1年次において卒業必要単位の60～80%を取得する学生が多く、2年次、とりわけ後期においては、卒業必修の演習を除けば、極めて少ない単位取得にとどまっており、かつ、履修申告しながら出席不足、試験欠席となる学生が多数存在した。第三に、専修科目のうち、より基礎的な科目と、より専門的な科目についての履修状況が前者から後者へというツリー構造に根ざした履修状況になっていなかった。

こうした状況は、本学が意図した教育課程に沿った履修が実現されていない事を示しており、同様な状況は生活科学科からも報告された。しかし、1年次における取得単位の上限設定を導入することは、本学が従来からとってきた理念に反するものであることから望ましくなかった。また、第三の点に関しては、法経科においては専修科目のうちかなりの部分が隔年開講科目であるため、発展的科目を2年次で履修しようとしても不開講の場合が多く、履修のツリー構造が確保できないという事情があった。そこで、カリキュラム改編に際しては、①2年次における最低履修単位数を卒業必要単位のほぼ半分である30単位に設定する ②発展的専修科目を基本的に2単位科目として毎年開講とする ③4単位科目である基礎的専修科目についてもセメスター単位で履修できるように週2回開講とする、という改編を行った。

通常の開講科目は前後期それぞれ14回の授業回数を確保し、休講があった場合には補講を実施している（別添資料5-1-③-1「行事日程」、5-1-③-2「時間割」、5-1-③-3「補講時間割」）。また、法経科第2部においては、土曜閉庁措置に伴い従前実施されていた土曜日の授業ができなくなったことから、乗り入れ制度の単位制限を拡充すると共に、夏季と春季休業期間中に集中講義を開講して、履修の便宜を図っている（別添資料5-1-③-4「集中講義教室一覧」）。

また、資料5-1-③-Aに示したように、学生の理解度の確認と自発的学習を促すために、講義の途中で小テストやレポート課題を実施している講義等が全体の44%ある。また、多くの実習・実験系の科目では毎回レポートを課している

資料 5-1-③-A 平成 22 年度開講科目の小テスト・小レポート実施状況

		実施科目数	開設科目数	実施割合(%)
基礎科目		7	12	58.3
共通科目		11	28	39.3
専修科目	法経共通科目	1	4	25.0
	生活基礎科目	12	21	57.1
	法経科第 1 部	27	58	46.6
	法経科第 2 部	16	35	45.7
	食栄専攻	15	37	40.5
	生活専攻	26	56	46.4
その他資格関連科目		10	32	31.3
全体		125	283	44.2

(平成 22 年度両科履修要項 [別冊資料 B 1、B 2] から作成)

一方、ゼミを中心に学外の施設を見学したり、研修に参加する例もあり、平成 21 年度は延 31 回の学外演習等が実施された (別添資料 5-1-③-5 「学外演習の実施状況」)。

【分析結果とその根拠理由】

ガイダンスやクラス担任制、オフィスアワーなどを通じての履修指導が十分に機能している。

各科目においても、講義途中の理解度を確認するための小テスト・小レポートの実施や、見学・調査・実習などの工夫により、学生の理解を実質化する努力が継続的に行われている。また、CAP 制度とは異なる形態であるが、学生が自らの問題関心に基づく広くかつ深い学習を保証しつつ、カリキュラムの体系性に基づいた履修を可能にするように設定された 2 年次最低履修単位制度は、隔年開講科目の原則廃止や 4 単位科目の週 2 回開講などのセメスター制の実質化と組み合わせることで 2 年間を通じた計画的で段階的な専門科目履修が可能になり、単位の実質化にとって極めて有効である。

観点 5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】

本学の開講科目における授業形態は、各科のカリキュラムに対応している。資料 5-2-①-A に示したように各学科に共通して開講されている共通科目については、講義は 62%、外国語など演習科目が 30% となっており、外国語については 30 名程度をクラス編成の基準としている。他には実習科目としての情報処理実習や実技科目としての体育実技がある。

法経科は、専門科目については第 1 部、第 2 部とも講義科目が 97% と、講義中心の授業形態となっている。これは、当該分野の研究の最先端にいる教員の講義こそが法経科の教育目標実現にふさわしい形態であるとの考えに基づくものである。さらに、「机上の学問にとどまらず、修得した学識を職業生活上の実践的課題に適用するこ

とのできる人材を育成する」ために演習を配置している。中でも法律コースでは、1年次後半に「基礎演習」を開講して課題に取り組む姿勢を醸成し、その後2年次に「演習」で力量をつけるべく指導している。

法経科第2部でも講義中心のカリキュラム編成になっている。ただ、講義科目であっても、「法学特殊講義」など演習形式で授業を進めているもの、映像を用いて議論を喚起する「地域政策論」、情報処理演習室でパソコンを用いる「法哲学」など、対話・討論型授業の工夫も見られる。

一方、生活科学科食物栄養学専攻では講義科目の比率が78%で、残りは講義以外の実験、実習である。これは栄養士資格取得のために、実験・実習科目が多く配置されていることによる。また、「特別演習」が選択科目として開設されており、意欲のある学生が演習に参加して一定程度の成果をあげることができるようにしている。

生活科学科生活科学専攻においては、講義科目が84%、その他が実習・実験と演習であり、生活福祉心理コース、居住環境コースの教育目標に対応した配置になっている。生活福祉心理コースではグループワークを通じて現場との接点を探る「老人福祉論」など、講義と演習を組み合わせたような工夫が試みられている。また、居住環境コースでは「住生活設計」のように、講義中に提示された課題をこなすことで学生の能力を高める科目も用意されている。

上記以外の「資格関連科目」には教職科目と社会福祉士発展科目が含まれている。

資料5-2-①-A 三重短期大学における開講科目（平成22年度入学生）の授業形態

学科・部・専攻および科目分野	科目の種別と全体に占める割合									
	講義	%	演習	%	実習	%	実験	%	実技	%
共通科目（語学基礎を含む）	22	63	10	28	2	6	0	0	1	3
法経科第1部（専修基礎を含む）	70	97	2	3	0	0	0	0	0	0
法経科第2部	43	98	1	2	0	0	0	0	0	0
生活科学科食物栄養学専攻（専修基礎を含む）	46	78	1	2	7	12	5	8	0	0
生活科学科生活科学専攻（専修基礎を含む）	81	8	6	6	9	9	1	1	0	0
教職科目	12	75	1	6	3	19	0	0	0	0

※法経科第1部の演習は「演習」と「基礎演習」であるが、開設数はそれぞれ12と5の合計17、法経科第2部の演習の開設数は10である

（別冊資料B1、B2より作成）

【分析結果とその根拠理由】

教育目的に照らしたとき、法経科第1部・第2部は講義科目中心の構成になっているが、演習を必修科目とすることにより、適切なバランスを保っている。生活科学科の両専攻は資格取得の課程を含んでいることもあって、食物栄養学の各分野における講義・演習・実験・実習の授業形態の組み合わせにみるようなバランスの取れた適切なものになっている。

また、講義科目の中においても、映像素材を利用したり、情報処理設備を利用したりする工夫が試みられ、また別添資料5-1-③-5「学外演習等の実施状況」にみるような見学・調査・裁判傍聴などを組み入れるなど、適切な学習指導法が実施されている。

観点5-2-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

法経科（第1部、第2部）、生活科学科（食物栄養学専攻、生活科学専攻）の学科ごとに履修要項を作成し、年度当初に全学生へ配布している（別冊資料B1、B2）。

履修要項の構成は、単位制についての説明、履修申告の方法、単位の認定、単位の取り方（卒業必要単位）、相互乗り入れ、免許の取得、についての記載に続けて、各科目のシラバスが1科目につき1頁の分量で掲載されている。シラバスの構成は、「講義のねらい」「授業計画」「教材・テキスト・参考文献等」「成績評価方法」「その他」の項目からなる。

平成21年3月に、全学生を対象にシラバスの活用について学生の実態調査を行ったところ、資料5-2-②-Aに示したように「始めから終わりまで丁寧に読んだ」という学生が多く、「履修上の注意や卒業要件については丁寧に読んだ」がそれに次いでいる。一方で「読んでいない」という回答はきわめて少なかった。

資料5-2-②-A シラバスの活用実態調査

	丁寧に読んだ	注意事項は丁寧に	シラバスは丁寧に	ざっと目を通した	読んでいない
法経科第1部	49.7%	37.6%	4.6%	8.1%	0.0%
法経科第2部	48.1%	27.4%	5.7%	17.0%	1.9%
食栄専攻	31.8%	52.3%	1.1%	14.8%	0.0%
生活科学専攻	46.2%	37.2%	7.1%	8.3%	1.3%

（平成21年3月実施アンケートより作成）

それぞれの講義内容がシラバスに沿ったものであったか否かについては、学生による授業評価で確認することができる（別冊資料E）。

【分析結果とその根拠理由】

本学のシラバスは、「履修要項」として、法経科第1部・第2部編、生活科学科編の2種類が毎年作成され、内容は、講義のねらい、授業計画、教材・テキスト・参考文献、成績評価方法から構成され、その他の項目では履修上の留意事項などが記載され、1科目1頁で記載されており、構成・情報量共に適切に作成されている。また、その活用については学生アンケートの結果に見るように、読んでいない学生はいずれの学科・専攻においても2%未満であり、十分に活用されている。また、授業がシラバスに沿ったものとなっているかどうかについても授業評価アンケートに「シラバスは講義内容を知る上で有益であった」という質問項目を設定して確認されており、問題はない。

観点5-2-③： 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

本学学生が自主学習を行う施設は主に図書館、次いで情報処理実習室であるが、図書館は授業日の8時30分から21時まで開館しているため、学生が利用しやすくなっている。図書館には司書職員が常駐しており、資料、利用に関する質問には充分対応できている。情報処理実習室は講義のない時間帯は9時から21時まで利用が可能で

あり、担当職員も 17 時までには配置されているため、質問には受けこたえできる体制が整えられている。

法経科第 2 部においては、学力試験を経ずに入学する学生もいることから、基礎学力不足の学生に対しては、担当教員の判断で個別に課題を与え、添削をするなどきめ細かい指導を行っている。また、1 年次においてはクラス担当教員が、2 年次においては演習担当教員が学生の状況を把握して、科目担当教員との連絡を取るよう努めている。オフィスアワーでは、担当科目以外の質問も受け付けた上で担当教員に連絡して、学生の疑問に対応できるようにする体制を取っている。

本学は少人数教育を心がけているので、授業中に学生の能力をみきわめることが可能である。中でも学力差が見えやすい外国語については、クラス編成に配慮し、あくまでも学生の希望に沿いつつ、対応を怠らないように 30 名程度のクラスで受講できるよう配慮している。

【分析結果とその根拠理由】

自主学習への配慮は図書館のレファレンス体制の整備や開館時間の工夫、情報処理実習室の自由利用などにより行われている。しかし、17 時以降の法経科第 2 部の授業時間帯には情報処理実習室に職員は配置されておらず、自主学習にとって適切な環境とは言い難い。

基礎学力不足の学生の存在は想定できるが、全体として、講義科目であっても少人数教育が実現できているので、個々の教員やクラス担任・演習指導教員によるフォローアップによって基礎学力不足の学生への一定の対処は行われている。しかしながら、全学的には、補習授業の開講や能力別講義の開講などの組織的取組は不十分であるので、基礎学力不足の学生の实態についての調査も含めて、今後組織的な整備が必要だといえる。

観点 5-2-④： 夜間において授業を実施している課程（第 2 部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

法経科第 2 部においては、通常的时间割は第 1-2 限が 17 時 45 分-19 時 15 分、第 3-4 限が 19 時 30 分-21 時に設定され、間に 15 分間の長めの休憩時間を取っている。これは、①17 時前後に終業時を迎えることの多い勤労学生のキャンパス到達可能時間、②夕食も含めた休憩時間の確保、③遠隔地より公共交通機関で通学してくる学生の帰路の保障、という三つの条件を考慮して設定されたものである。本学の法経科第 2 部は卒業必要年次を 2 年間に設定しており、3 年課程に比較すると、相当にタイトな時間割とならざるを得ない。そのため、夏期および春期休業期間中に集中講義を設定し、単位取得の便を図っている（別添資料 5-1-③-2「平成 22 年度法経科第 2 部時間割」）。

また、専任教員のうち 3 分の 1 程度の者が 17 時以降の時間帯にオフィスアワーを設定しており、学生への対応にあたっている（別添資料 5-2-④-1「オフィスアワー担当表」）。

【分析結果とその根拠理由】

県内各地からの通学生が存在するために、始業時間・終業時間が物理的に制約されているなかで、毎年、卒業必要単位の確保に支障が出ないような時間割の設定を行うと共に、夏・冬の休暇中の集中講義の設定という形で単位取得への便宜を図り、さらにクラス担任、ゼミ教員、オフィスアワーによる履修指導を徹底することで、2 部学生への配慮が行われている。

観点 5-2-⑤： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし。

観点 5-3-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

学則第 15 条および「試験規程」「受験心得」において成績評価基準が定められており、それらが記載された「学生便覧」は学生全員に配布されている（別冊資料 C、37-38 頁）。さらに定期試験前には、掲示を通じて学生に周知徹底している。

試験は筆記試験もしくはレポートによるのが基本であるが、実験・実習等にあつては平素のレポートや受講態度によっても評価している。各科目の評価方法・配点基準については「履修要項」中の各シラバスの成績評価の項目に明記されている。

履修要項や学生便覧をどの程度丁寧に読んでいるのかを知るために、平成 20 年度末に調査を行ったところ、履修要項については前掲資料 5-2-②-A に示したとおり、丁寧に読まれていた。

一方、学生便覧については、資料 5-3-①-A に示したように、何らかの必要が生じたときに目を通すという学生が多く、試験規定や受験心得を学生便覧から知るといふ学生はそれほど多くないと考えられる。

資料 5-3-①-A 学生便覧の熟読度

	丁寧に読んだ	必要が生じたとき	読んでいない
法経科第 1 部	16.3%	76.7%	7.0%
法経科第 2 部	17.9%	65.1%	17.0%
食物栄養学専攻	11.4%	83.0%	5.7%
生活科学専攻	11.4%	78.5%	10.1%

（平成 21 年 3 月実施アンケートより作成）

成績評価にあたっては、原則的に欠席が出席すべき時間数の 3 分の 1 を超えた者には受験資格が与えられない。一方で、受験資格を有する者で、傷病や就職試験等やむを得ない事情により定期試験を受験できなかった者については、それを証する書類を添えて申請することにより追試験が認められる。

成績評価は優（80 点以上）、良（70 点以上）、可（60 点以上）、不可（60 点未満）によって表され、可以上が合格となり単位が認定される。また、不可の場合には担当教員の判断により再試験を行うが、再試験を実施しない場合には成績表に「再不」と表記される。これらについては、成績発表時に学生に対して成績表の見方を配布して周知を図っている（別添資料 5-3-①-1 「成績発表時の配付資料」）。

試験における不正行為に対しては平成 5 年 12 月以降、「不正行為判定委員会」が設けられ、「不正行為」と認定された場合には、その内容に応じて懲戒処分を行うことになっている。

資料 5-3-①-B 「不正行為判定委員会規定」

第 6 条

委員会は、不正行為を行った学生に対し、学則第 66 条に照らして懲戒処分（戒告、停学、退学及び除籍）を行うよう教授会に提案しなければならない。ただし、本規定にもかかわらず、委員会が訓告等の措置を行うよう教授会に提案することは妨げない。

（出典 別冊資料 A、130 頁）

これらの措置については「学生便覧」にも明示されているが（別冊資料 C、14 頁、37 頁）、委員会設置後現在に至るまで処分者は出ていない。

卒業要件については学則第 10 条で定められており、2 年以上在学し、学科・専攻ごとに定められた単位を修得しなければならない（別冊資料 A、57-58 頁）。詳細な内容については「履修要項」ならびに「学生便覧」に記載するとともに、各学期初めに行うオリエンテーション時に学生に周知徹底している。また、3 月初旬に開催される教授会において、卒業判定対象者個々の単位取得状況が一覧表として資料提供され、審議され、卒業認定が行われている。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準、卒業認定基準はそれぞれ試験規程、学則によって定められており、「履修要項」、「学生便覧」として全学生に配布されることで周知が図られている。また、各学期の成績発表の際には、成績表の見方についての資料を配付し、学生の理解を図っている。成績評価、単位認定、卒業認定はこれらの基準を評価担当教員に周知することで適切に実施されており、卒業認定も卒業判定教授会に必要資料が提出されて適切に判定されている。以上のことから、成績評価基準・卒業認定基準は学生に周知され、適切な成績評価・単位認定・卒業認定が行われているといえる。しかしながら、学生便覧の熟読度については満足できる数値ではないので、ガイダンスの際に学生便覧の当該規定の周知を徹底する指導の必要がある。

観点 5-3-②： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点到係る状況】

成績評価に対する問い合わせや疑問がある場合には、従前は書面で学生部窓口へ申し出て、窓口で事情聴取の後、必要があれば各担当教員に回答を求める方式を採用していたが、平成 20 年 6 月教授会において「成績評価にかかわる異議申立てに関する規程」が承認され、この規程に沿って対応することになった。あわせて、①答案・レポートの半年間の保管 ②正答例・採点基準の準備 ③半年経過後の成績評価訂正を行わないこと、が申し合わされた。この旨を「学生便覧」に掲載すると共に、掲示によって学生に周知している（別冊資料 C、40 頁）。

過去 5 年間の異議申し立て状況は別添資料のとおりである（別添資料 5-3-②-1 「過去 5 年間の異議申し立て内容」）。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価等の正確さを担保するために「成績評価に関わる異議申立てに関する規定」が策定されており、学生に対しても「学生便覧」への掲載、掲示によって周知されている。成績評価後半年間の答案・レポートの保存も従前から行われており、「過去5年間の異議申し立て内容」にある、質問内容、回答の概略を見ても、学生からの質問に対し、教員は真摯に回答していると考えられ、平成20年度以前も含めて、「規定」に準じた適切な処理が行われている。したがって、成績評価等の正確さは十分に担保できている。

<専攻科課程>

観点5-4-①： 学科の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。

該当なし。

観点5-4-②： 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

該当なし。

観点5-4-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

該当なし。

観点5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

該当なし。

観点5-5-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

該当なし。

観点5-5-③： 自主学習への配慮、多様な専門分野への配慮等が組織的に行われているか。

該当なし。

観点 5-6-①： 専攻科で修学するにふさわしい研究指導が適切な計画に基づいて行われているか。

該当なし。

観点 5-7-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

該当なし。

観点 5-7-②： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

該当なし。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 本学の教育課程は、各学科・専攻ごとの教育目的にしたがって体系的に編成されている。
- ・ 基礎科目・共通科目については、全学横断的な教養教育として位置づけ、共通化を図ることで、短大としての教育目的実現の重要な基礎となっている。
- ・ 公開講座や行政学特論、地域史など地域社会からの要請に応える内容を持った科目を配置している点は地域に根ざした公立短大の特性に沿ったものである。
- ・ 各学科・専攻ごとの専修科目も学科・専攻ごとの特性に配慮して適切な授業形態の組み合わせに留意している。
- ・ 2年次に卒業演習を置くことで少人数教育の形式をとりつつ、それまでの学習の総合化を通じて教育目的に沿った人材の完成を図っている。
- ・ CAP制ではないが、2年次における最低履修単位の制限を設定することで、2学年4セメスターを通じた体系的な履修の実現と、各自の興味関心に基づく学習を最大限可能にすることの両立を図っているのは、特に優れた点として評価できる。
- ・ 不正行為に関する対応として、不正行為判定委員会の設置と判定についての定式化と学生への周知は、不正行為判定の客観化と信頼性を担保する役割を果たしており、制度設定以後の不正行為が発生していないことは、この対応が効果を上げていることを示している。

【改善を要する点】

- ・ 学生の自主学習をサポートする上で、施設・設備面での配慮は、図書館の開館時間の延長、情報処理室のサポート体制の時間的拡充など、特に法経科第2部学生を対象とする面で一層拡充する必要がある。
- ・ 入試形態の多様化に伴い、学力試験を経ずに入学する学生の割合が法経科第2部を中心に増加しているが、それに伴って基礎学力不足の学生についてその実態を把握する調査・分析と、短大全体あるいは学科・専攻として

対応していく方策の検討を進める必要がある。

- ・成績評価・単位認定・卒業認定についての「学生便覧」の記載の周知を徹底する必要がある。

（3）基準5の自己評価の概要

教育課程の編成は、各学科・専攻・コースの教育目的に照らして体系的に編成されており、また、種々の資格取得の課程を設定するなど学生のニーズに応え、また地域社会からの要請にも配慮して設定されている。授業科目の配置も、語学科目・共通科目を全学的に共通化すると共に、専修科目も基礎的科目から発展的科目へと積み上げていくことを可能にするカリキュラム編制とし、2年次の最低履修単位を設定することで、2年間を通じたバランスの取れた学習を可能にしている。授業科目の内容も当該学術分野の成果を適切に反映させることで、求められる学問水準を満たしている。教育課程を展開するための授業形態も学科・専攻ごとの特色を持ちつつ、それぞれの教育目的に沿った形態の組み合わせを実現しており、全体として少人数教育を実現する中で、適切な学習指導が果たされている。

また、法経科第2部は夜間の課程であり2年間という履修期間の中で授業時間設定や時間割の配置、集中講義の開講などの工夫により在籍学生に配慮した設定を採ると共に、綿密な履修指導を行うことで目標を達成している。

教育課程の趣旨に沿って作成されたシラバスは多数の学生に活用されており、シラバスに記された成績評価の正確さを担保するため、試験規則・学則等による成績評価基準や卒業認定基準の明確化が為されており、成績評価への疑義を申し立てるための制度的な整備も果たされ、申立てに対する処理も適切に行われている。

自主的学習を行う機会や環境を適切に整える点において、設置者の財政状況の制約などから不十分な点があり、今後の改善を図っていく必要がある。また、基礎学力不足の学生の把握や組織的な対応に関しては今後重点的に取り組んでいく必要がある。

基準 6 教育の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 6-1-①： 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【観点到係る状況】

本学の教育目標の達成状況を量的に検証する指標としては、就職率、4年制大学への編入学試験合格実績、栄養士免許取得率などが挙げられる。一方、質的に検証する材料としては、多くの演習で実施している卒業論文や卒業制作を挙げることができる。さらに、毎年、卒業時に実施する「卒業生満足度調査」は、学生の主観的な達成感を知る手がかりとなる。また、平成20年度からは、学生部によって卒業生アンケートおよび企業アンケートを実施し、本学卒業生に対する社会的評価のデータを得ている。

これらの指標を分析し、以後の教育活動の方針を策定する場としては、就職率や編入学、栄養士免許取得状況などについてはキャリア支援委員会がデータの収集分析を行い、教授会へ報告を行っている（別添資料6-1-①-1「平成22年度進路指導基本方針」）。卒業生満足度調査については、評価委員会による分析と各学科・教授会への報告が行われている（別添資料6-1-③-1「2009年度卒業生満足度調査の概要」）。卒業論文・卒業制作の状況については各学科が把握している。これらの各データをもとにした教育目標の達成状況の検証についてはキャリア支援委員会、学務委員会、評価委員会、FD委員会等の報告を受けて、学科・専攻会議での検討、さらに教授会においての検証が行われている。

カリキュラム改訂の例として、情報リテラシーの重要性に鑑み情報処理実習を卒業単位に含めるようにしたこと、環境問題が世界的に喫緊の課題になっていることから居住環境コースの環境面を充実させたことなどがあげられる。

【分析結果とその根拠理由】

教育目標の達成状況を把握するための指標として、量的な面では、就職内定率、編入学試験合格実績、栄養士免許取得率などが、質的な面では卒業論文・卒業制作や「卒業生満足度調査」などによる学生の自己評価データ、平成20年度より実施している企業アンケートなどのデータが把握されており、適宜、教授会・学科会議・評価委員会・FD委員会などで報告されている。それらの場を通じて、アドホックな形で問題点の指摘や対応策の提起が行われ、カリキュラム改訂や進路指導方針の作成などへ反映されている。しかしながら、専門的にそれらのデータを分析し、問題点を抽出して対策を提起するための常設の委員会などは組織されていない。したがって、今後これらのデータを体系的に整備し、課題の検証、対策の提起を行うための組織的整備が課題である。

観点 6-1-②： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作等を課している場合には、その内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到係る状況】

学科・専攻ごとに過去5年間の入学者・退学者・休学者・留年の状況を資料6-1-②-Aの表1に示す。法

経科第1部、生活科学科における退学者をみると、生活科学科の方が法経科第1部よりも多い傾向にあるが、入学者の1割には達していない。休学者の多くはメンタルな問題を抱えており、半年ないし1年の休学後、結果的に退学するケースが多い。ただ、臨床心理士による学生相談を開始してからはそうしたケースは減少している。それ以外の退学理由としては、進路変更の他、結婚・出産という理由が挙げられる。

一方、法経科第2部では、毎年度退学者が10名を超えている。法経科第2部に入学する学生は、昼間仕事を持っていたり、家庭の経済的厳しさの中で学費の安い本学を選択したりと、通学条件において昼間部の学生に比べ、厳しい場合が多い。

資料6-1-②-A 表1 過去五年間の入学・退学・休学・留年の状況

	法経科第1部				法経科第2部			
	入学	退学	休学	留年	入学	退学	休学	留年
平成17年	130	2	1	1	77	14	0	9
平成18年	103	2	0	7	87	13	5	13
平成19年	110	2	0	0	94	15	2	13
平成20年	109	1	1	7	92	14	2	15
平成21年	108	0	0	—	100	3	1	—
17-21年計	560	7	2	15	450	59	10	50

	食物栄養学専攻				生活科学専攻			
	入学	退学	休学	留年	入学	退学	休学	留年
平成17年	57	1	2	0	99	0	3	3
平成18年	56	4	0	4	111	5	1	7
平成19年	50	3	0	3	99	3	2	1
平成20年	54	0	0	0	111	4	0	6
平成21年	50	0	0	—	108	4	1	—
17-21年計	267	8	2	7	528	16	7	17

表2 留年後退学者

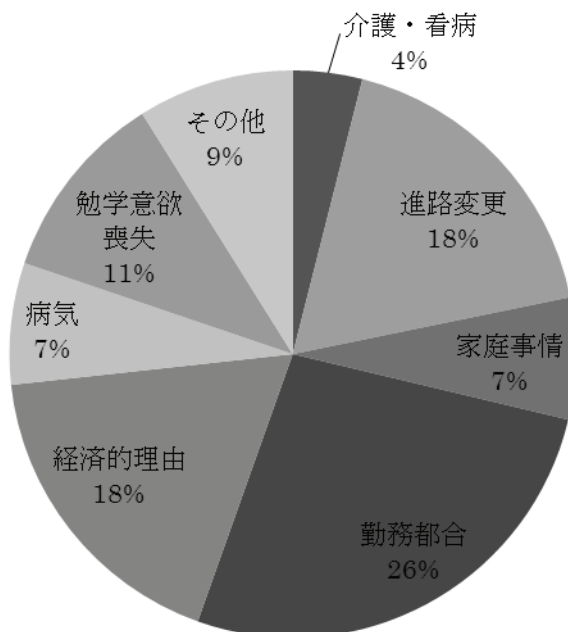
	法Ⅰ	法Ⅱ	食栄	生活
平成17年	0	3	0	0
平成18年	1	5	1	0
平成19年	0	1	1	0
平成20年	—	—	—	—
平成21年	—	—	—	—

※ —は該当者なし

(各年度入学者の追跡調査により作成)

参考として、過去3年間に法経科第2部を退学した学生の退学理由を資料6-1-②-Bに示す。「勤務都合」が26%で最も多く、「経済的理由」と「進路変更」が18%である。

資料6-1-②-A表1にあるとおり、昼間部においても留年する学生は毎年若干名存在するが、最終的に卒業するケースが多い。しかし、表2に示したように、法経科第2部においては退学にいたるケースが少なくない。



資料 6－1－②－B 過去3年間の法経科第2部における退学理由 (総数 45 件)

本学を卒業すると同時に取得できる資格には栄養士免許と教員免許がある。資料 6－1－②－C は過去5年間の食物栄養学専攻の卒業生と栄養士免許の取得者数を示したものであり、大半が免許を取得の上卒業している。また、資料 6－1－②－D は過去5年間の教職課程履修者数と卒業時の進路状況を示したものである。なお、栄養士資格取得者の約半数は資格を生かす職種に就いているが、過去5年間の教員免許取得者のうち、現在正式に教員採用されている卒業生は3名である (家庭科2名、栄養教諭1名)。また、「その他」の中には、非常勤講師などで教壇に立った卒業生6名が含まれている。

資料 6－1－②－C 食物栄養学専攻の学生数と栄養士免許取得状況

卒業年度	H17	H18	H19	H20	H21	計
卒業生数	44	56	48	45	54	247
免許取得者数	44	52	46	45	52	239
免許取得率	100%	92.9%	95.8%	100%	96.3%	96.8%

(各年教授会資料より作成)

資料 6－1－②－D 教職課程履修者数 (中途辞退者を除く) 及び卒業時における進路状況

	H17	H18	H19	H20	H21	計	進学	就職	その他
中学校	10	26	7	3	9	55	16	28	11
栄養	—	13	5	4	7	29	6	20	3

(各年教授会資料より作成)

また、生活科学専攻生活福祉・心理コースにおいて「社会福祉士基礎資格」を取得して卒業した学生数は過去2年間に22名（平成20年度が第1回卒業生）であり、うち17名が実務経験を積むことができる福祉施設に就職した（残る5名のうち、3名は4年制大学への編入学、1名は公務員、1名は身体障害をもつ中学校生徒の補助員）。

2年間の学習成果を集約する場として演習が存在しており、食物栄養学専攻を除き、演習が必修化されている。各演習あたり数名から10数名の学生が所属し、担当教員の指導を受けつつ、各自の研究テーマに沿って学習を進めている。卒業論文の作成は必須ではないが、大半の演習で卒業論文・卒業制作を課しており、論文集として製本の上、図書館への配架を行ったり、報告会・展示会を実施している。

平成21年度に限ると、法経科第1部では13の演習のうち9つの演習で、第2部では12の演習のうち8つの演習で卒業論集を発行している。生活科学専攻では8つの演習が開講されており、すべての演習で卒業論文・卒業制作等を課している。そのうち、論集を作成している演習は7つある。一方、居住環境コースの2つの演習と生活福祉・心理コースの1つの演習が研究報告会を開催している。生活科学科食物栄養学専攻では演習は選択科目であるが、4人の専任教員が担当している。全ての演習で卒業論文等を作成しており、共著の形で研究をまとめ紀要に報告した演習が3つある。

カリキュラム外の学生の学習成果発表の場としては、三重銀総研との包括協定締結により誕生した「産学連携小論文コンクール」がある。平成19年度から始まり、昨年3回目を迎えた。過去2回の応募状況と受賞作品は資料6-1-②-Eのとおりである。

資料6-1-②-E 産学連携小論文コンクール受賞論文

年度	応募数	賞	タイトル	学科
H20	テーマ：環境問題に対する私の意見提言			
	21	最優秀	洗剤が与える水環境への影響	法経科
		優秀	エコシフトーエコノミーとエコロジーを結ぶー	法経科
			「新バイオ燃料」の有効性ー環境問題と貧困・食糧危機から見る	法経科
			水が支える私たちの食糧	法経科
		佳作	日本が環境先進国となるために	法経科
			地球温暖化問題に学ぶ	法経科
			地球環境と排出権取引～排出権取引の問題点～	法経科
			環境問題とスローフード	生活科学科
			環境問題とオーガニック～人にも環境にも優しく	生活科学科
H21	テーマ：これからの働き方を考える			
	25	最優秀	高齢者の多様な働き方と ワークシェアリング推進に向けて	法経科
		優秀	これからの高齢者雇用のあり方について	法経科
			育児と仕事の両立	法経科
			障害者雇用問題	生活科学科
		佳作	現代の働く女性	法経科
			生活と調和のとれた働き方	法経科

			「貧困」と労働の現在・過去・未来	法経科
			フリーター問題	法経科

(各年教授会資料より作成)

【分析結果とその根拠理由】

学生の卒業状況からみて、法経科第2部を除けば休退学・留年者数は少なく、教育成果は十分に上がっている。また、栄養士免許・教員免許・社会福祉士基礎資格などの資格取得の状況、卒業論文・卒業制作の状況、産学連携論文コンクールの実績などからみても、教育成果は上がっているといえる。

しかしながら、法経科第2部については、他学科・専攻に比べて、相対的に留年者・中退者が多い。もともと、勉学継続上の困難を抱えている学生の割合が高く、勤務都合・経済的理由による退学が中心とはいえ、留年生の多さや留年後退学に至るケースが少なくないことからして、自主的学習環境の整備や基礎的学力不足の学生へのサポートなど法経科第2部学生に対する教育面での配慮を充実させていく必要がある。

入試形態別や学科・専攻ごとの単位取得状況を集計・分析するために必要な成績管理システムが整備されていないので、単位取得状況の詳細な分析による教育成果の検証ができていない。この点は、改善を進める必要がある。

観点6-1-③： 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到係る状況】

本学では平成18年度から「学生による授業評価アンケート」を実施している。授業の進め方、内容、熱意、さらには学生の質問や意見が反映されているか、工夫があるかなどを問うものである。6を最高値として6段階評価をすることで、だいたいの目安を付けることにしている。

資料6-1-③-Aに示したアンケートの結果をみると、各回ともすべての学科・専攻で基準値を上回っている。しかし、学科・専攻間のばらつきがあり、平均すると法経科第2部で最も評価が高く、食物栄養学専攻で最も低くなっている。

資料6-1-③-A 「学生による授業評価アンケート」の総合評価

実施年度・期	法経科第1部	法経科第2部	食物栄養学専攻	生活科学専攻	共通科目
平成18年度前期	5.1	5.1	4.5	4.7	4.6
平成18年度後期	5.0	5.3	4.5	4.9	
平成19年度前期	4.9	5.1	4.5	4.9	
平成19年度後期	5.2	5.3	4.8	5.2	
平成20年度	4.8	5.4	4.8	5.1	5.3
平成21年度	5.4	5.3	4.8	5.5	5.3

※基準値は4.5

(各学期「学生による授業評価アンケート調査結果報告書」より作成)

本学では卒業時に「卒業生に対する満足度調査」を行って、在学期間を通じた大学に対する評価を徴している(別添資料6-1-③-1)が、資料6-1-③-Bに示したように、6を最大値とする総合評価は全体で4.7

から 5.1 である。

資料 6-1-③-B 卒業年次満足度調査における総合評価

	法経科第 1 部	法経科第 2 部	食物栄養学専攻	生活科学専攻	全体
平成 18 年	5.10	5.10	5.10	4.60	4.90
平成 19 年	5.16	5.15	5.33	4.90	5.12
平成 20 年	4.85	4.96	4.27	4.57	4.70
平成 21 年	5.19	5.02	5.33	4.85	5.06

(各年「卒業生に対する満足度調査の概要」より作成)

反面、平成 21 年度「学生による授業評価アンケート調査結果報告書」の「学生の声」欄では、生活科学専攻の学生が「授業自体は大変ですが、先生との距離も近くなるし、同じ目標をもつ人の集まりなので、とても刺激を受けます」と書いている。他のコースの学生も同様に自分たちの専攻に関わる科目については、資料 6-1-③-C のような意見を寄せている。

資料 6-1-③-C 平成 21 年度「学生による授業評価アンケート調査結果報告書」の「学生の声」(抜粋)

学科 (部・専攻・コース)	学 生 の 声
法経科第 1 部法律コース	刑事訴訟法 (刑務所や警察機構のこと、捜査のことをリアルに知ることができ、とても興味深かった) 政治学原論 (最近起こったニュースなど、身近な点から授業をしてもらえたので良かった)
法経科第 1 部経商コース	経営学 (授業自体ためになったし、楽しく学べた) 財政学 (新聞記事を取り入れてあつて良かった。財政の基礎がしっかり身に付く)
法経科第 2 部	刑法 (分かりやすい判例をとりあげて頂き、詳しい説明もあつて、理解を深められた) 経済政策 (世界大恐慌の講義がとても良かったです。いろいろな経済政策がとられ、その時の教訓が現在に生かされていると感じました)
生活科学科食物栄養学専攻	食品衛生学実験 (自分の手指など身近な部分の菌を知ることができて、とても興味深いものだった) 調理学実習 (自分の調理技術や知識が深まるし、日常生活でも役立つ)
生活科学科生活福祉心理コース	障害者福祉論 (自分の世界観や価値観などの心の根本的な部分を見直すことにもつながった) 児童福祉論 (子どもの幸せとは何か、親になるということはどのようなものかを知ることができ、大人として成長できる講義内容となっていて良かった)
生活科学科居住環境コース	ベーシックデザイン (カード作りなどを通してデザインを考える

	ことの大変さなども学ぶことができたと思います) 住生活設計 (とてもためになる授業でした)
--	---

(別冊資料Eより作成)

【分析結果とその根拠理由】

授業評価アンケートの結果から見て、満足度はいずれの年度・専攻においても基準値を上回っており、教育の成果や効果は十分に上がっているといえる。しかしながら、平均的には満足度が高い一方で学科・専攻ごとのばらつきも見える。法経科第2部の数値が高いのは、入学者選抜において勉学意欲の有無を選抜基準としていることと関連している。一方で、多くの留年者・退学者を出していることも事実である。二部学生に対する学業継続のためのサポートの充実が課題となっている。また、食物栄養学専攻の満足度が低いのは栄養士課程との関連で履修科目選択の自由度が低いことが影響していると考えられる。しかし、それぞれの専修科目の学習についての具体的な評価では高い満足度が示されており、教育の成果や効果は上がっている。

観点6-1-④： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

本学学生の卒業後の進路状況について、過去5年間の推移と、年度ごとの学科・専攻別進路状況を別表に示す(別添資料6-1-④-1「過去五年間の進路状況」)。平成22年3月卒業生(平成20年4月入学生)で就職した学生は155名であるが、そのうち、民間企業就職者が150名、公務員就職者が5名であり、法経科第2部を除く就職率は88.0%であった。食物栄養学専攻の卒業生については、例年5～6割が栄養士資格を生かした就職をしている。全般的に、業種としては卸小売業、サービス業、金融保険業、医療・福祉が多い。なお、昨年度の法経科第2部の就職率は50.0%である。

一方、4年制大学への編入学については、希望者が増加傾向にあり、平成21年度卒業生では72名に達した。この中で、実際に編入学した人数は57名であり、合格率では79.2%であった。学科・専攻別に見ると、法経科第2部と生活科学専攻で希望者が増えていることがわかる。編入学先としては、かつては指定校編入制度を利用して私立大学へ編入学する学生も多かったが、近年は国公立大学への編入学を希望する者が大半である。

【分析結果とその根拠理由】

直近5年間の就職内定率についてみると、平成21年度については、全国的な企業の採用減の影響を受けて、90%を割り込んでいるが、それ以前については景気動向に拘わらず高い水準を維持してきた。特に食物栄養専攻の卒業生は半分以上が栄養士関連職種に就いているなど、養成しようとしている人材像に照らして、教育の成果が上がっている。また、近年、卒業生の進路の一つとしての編入学の割合が増大していることも、多くの四年制大学が本学の卒業生に対する評価を高めた結果であるから、この点からも教育の成果を反映している。

観点6-1-⑤： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

平成 20 年度に、過去 5 年間に本学への求人があり、かつ内定を得た企業から 100 社を抽出し、郵送法による企業アンケートを実施したところ、本学の出身者に対する総合評価は 5 点満点で平均 3.7 という結果であった（別添資料 6-1-④-2 「三重短期大学平成 20 年度企業等アンケートの概要」）。

また同年度に、過去 4 年間に卒業した学生を対象とした卒業生アンケートも実施した（別添資料 6-1-⑤-1）。無作為抽出による 230 名に郵送法にて実施したところ、回収率は 35% であった。主な結果として、本学で受けた教育については約 8 割が満足しているが、施設・設備面については「十分だった」と「不足していたが、支障はなかった」を合わせると 9 割を超える結果となった。また、76% の学生が本学に入学して、自分が良い方向へ変わったと考えていることもわかった。

【分析結果とその根拠理由】

卒業生アンケートの結果で、教育に対する満足度が 8 割を示していることからみて、本学における教育の成果や効果が上がっているといえる。企業アンケートについても、総合評価が 5 を最大値とする 3.7 と高い数値を得ていることから同様に成果を反映しているといえる。

しかしながら、企業アンケートにおいて、「幅広い知識がある」という設問への評価が最も低かったことは本学の教育目的に照らすとき、留意しなければならない点である。今後とも継続してアンケートを実施していく必要がある。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・教育目的に照らして望まれる学力・資質・人材像を実現する点において、それを測定する取り組みとしては学生自身の満足度評価や企業アンケート・卒業生アンケートなどの外部者による種々のアンケート等を通じた評価が行われている。
- ・就職状況・編入学等の進学状況、栄養士免許・教員免許などの資格取得状況、卒業・留年・中退者の状況、などの客観的データも継続的に収集・整備されている。
- ・データをもとにした FID 委員会・学務委員会・キャリア支援委員会などによる分析・点検が行われている。
- ・2 年次演習が各学科・専攻部門に開設されていることから、少人数の演習を通じた担当教員による学生の資質把握、学生の置かれている状況に応じた教育目標実現のための人間的指導が、演習を通じた短大への帰属意識を涵養し、自らへの肯定的評価を産み出していることは優れた点として評価できる。
- ・授業評価、卒業時満足度アンケートはいずれも高い満足度を示しており、卒業生アンケートでも教育内容の満足度が高い。
- ・就職状況についても平成 21 年度を除けば高い数値を示し、企業の卒業生に対する評価も高い。
- ・編入学についても、合格者の増加のみならず、国公立大学への編入学者の増加は、本学の教育内容に対して高い評価が得られている結果である。

【改善を要する点】

- ・学生の学力に関して、単位取得状況や成績分布を中心とする分析が継続的・システマ的に行われておらず、学

科や年度を限定した形で部分的に行われるにとどまっている。成績管理システム上の問題に起因していることから、システム更新による早急な改善が必要である。

- ・卒業していく人材についての教育成果を検証する担当組織が統一されていないことから、トータルに評価と課題の摘出、対策の提言を全学的になう部門の設置を検討する必要がある。

- ・法経科第2部学生の留年・中退者の問題は早急に改善を図る必要がある。これらについては、当面は法経科において、将来的には全学的なセクションによる改善策の策定が望まれる。

(3) 基準6の自己評価の概要

本学においては、学生に望まれる学力、資質・能力、人材像がどの程度達成されているかについて検証・評価することの重要性は認識されており、評価委員会、FD委員会、学科・専攻・コース会議を軸に取組が行われている。特に、2年次に卒業演習が設定されており、ここでの演習指導を通じて卒業時の資質の確保が維持されている側面が強い。検証のためのデータとしては卒業年次学生の満足度調査、企業アンケート、就職・進学状況調査、各種資格取得状況などを継続的に収集しており、これらの分析は、適宜行われ、教授会等に報告されて、審議・検討されている。それらの分析から、本学の教育目的に照らして卒業生に望まれる資質は基本的には達成されていると評価できる。また、授業評価や満足度調査の結果から見て、学生自身の自己評価でも目的とする資質の涵養は基本的に達成できている。就職状況も一貫して高い水準を保ち、企業アンケートなどから受け入れ先の企業の卒業生に対する高い評価も確認できる。進学についても国公立大学を中心とした編入学者の増加は相対的に高い学力水準が実現されていることを示している。しかしながら、法経科第2部については、留年者や中退者の状況から見て、在籍学生の一定の部分については望まれる資質の涵養が達成できていない状況があり、今後の改善課題である。

基準 7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①： 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

各学期が始まる前に学科・学年（法経科第2部は全学年）に分けてガイダンスを実施している（別添資料 7-1-①-1）。特に、入学時ガイダンスでは、履修要項に基づく卒業必要単位や履修申告の方法、情報処理実習室の利用等についての全体説明と専任教員によるコース別の説明、クラス担当専任教員による履修指導や個別相談を実施し、履修申告期間中は学生部窓口において履修相談に応じる体制をとっている。また、申告後の4月下旬には履修申告確認表を学生部窓口で配布し、申告誤りを訂正する機会を設けている。

なお、夏季及び冬季休業中の集中講義、演習、情報処理実習については別途掲示にて履修方法を周知し、履修申告を受け付けている（別添資料 7-1-①-2）。

2年生についても1年生と同様に学生部窓口で相談を受ける他、演習の担当教員が履修指導にあたっている。

また、学生生活全般についても入学時のガイダンスにおいて、学生便覧に沿った説明を行い、安全・快適な学生生活を送れるように配慮するとともに、授業料減免制度や学割、各種証明書の申請方法を周知徹底している。

教職課程履修希望者に対しては、入学時のガイダンスにおいて、教職課程とは何か、その心構えと課程履修にあたっての諸注意を教職委員長が行っている。また、栄養士免許取得や社会福祉士国家試験受験資格および2級建築士試験受験資格取得については、履修要項に則り、資格取得に関する課程履修方法や諸注意について、各専攻で説明を行っている（別冊資料 B 2、9-18 頁）。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、4月前期及び10月後期オリエンテーションで科目履修に関する指導等のガイダンスを各学科・学年に行っており、また、各専攻のガイダンスにおいては、専攻教員が資格取得に関する課程履修方法等について学生に対する丁寧な指導を実施しており、ガイダンスが適切に実施されている。

観点 7-1-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、進路・学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

学習支援に関する学生のニーズの把握の一つとして「卒業生の満足度調査」（前掲別添資料 6-1-③-1 参照）を実施している。

また、進路・学習相談・助言・支援に関しては、法経科（第1部、第2部）、生活科学科とも1年次生に対してクラス担任制を実施し、各クラスに担当教員が配置されている。クラス人数は概ね10名以下であるため、学生に対して入学から演習配置が決まるまでの間（6ヶ月、ないしは1年）、学習面だけではなく、生活面も含めて適切なアドバイス等を行っている。

オフィスアワーは、食物栄養学専攻を除く専任教員が週に最低1コマ設定し、掲示等で学生に周知している（前掲別添資料 5-2-④-1）。オフィスアワーでは他の教員への質問、要望も受け付け、可能な限り対応するようにしており、専門に特化した質問については担当者に確認し、後日回答することになっている。食物栄養学専攻は、オ

フィスアワーの設定はないが、専任教員の実習指導の時間帯を有効利用しているほか、相互の連絡用として電子メールを活用している。

進路相談については、基本的にはキャリア支援委員会が担当するが、2年次生については、演習担当教員も常に相談相手となり、学生の希望や意見を聴取して、学生への支援を行っている。学生の希望進路がキャリア支援委員会や演習担当教員の情報では不足する場合、他の教員に協力を要請し、さまざまな方向から学生をサポートしている。

【分析結果とその根拠理由】

学生支援に関する学生のニーズの把握については、卒業時に本学の教育に対する満足度調査を実施し、学生のニーズを把握しており、平成 21 年度卒業の学生に対して実施したこの調査では、本学に対する満足度の総合評価は良好であったが、学生支援における進路相談職員の対応、施設・設備における体育施設に関して相対的に評価が低く、原因・対策についての検討が必要である。進路・学習面の相談・支援については、少人数編成によるクラス・演習を基本として丁寧を実施している。オフィスアワーの実施や科目担当教員を中心に、全教員が学習相談に応じ、助言を与えている。以上のことから、学生のニーズが適切に把握され、十分な支援が行われている。

観点 7-1-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし。

観点 7-1-④： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

過去 5 年間に特別な支援を行う必要があるほどの障がいをもつ学生は入学しておらず、特別な支援の対象となる学生は留学生と社会人学生である。留学生については、平成 23 年度入試から募集を停止するが、これまでは日本語・日本文化論を 1 年前期に履修するよう指導するとともに、専任教員 1 名が担当教員となり、学習、生活面での支援体制をとってきた（別添資料 7-1-④-1）。

本学の社会人の定義は、22 歳以上で、高等学校卒業もしくは同程度の学力保持者であるが、過去 5 年の入学時に 22 歳以上の学生数を資料 7-1-④-A に示した。食物栄養学専攻には毎年 22 歳以上の学生が入学しているが、社会人学生の大半は法経科第 2 部の学生である。このうち、60 歳以上の入学者は 5 年間で 25 名（うち 1 名は法経科第 1 部）であるが、ここ 2 年ほど法経科第 2 部に入学する割合が減少している。社会人に対する支援としては、高齢学生には語学を苦手とする者が多いため、法経科第 2 部においては、特に留意して授業を進めており、1 年次はクラス担任、2 年次は演習担任による相談体制が整えられている。

資料 7-1-④-A 入学時に 22 歳以上の学生数

学科 年度		H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年
法経科第 1 部	法律コース	1/38	0/59	1/54	1/56	0/64
	経商コース	0/41	0/51	0/55	0/52	0/41
	行政コース	0/24	-	-	-	-
法経科第 2 部		32/87	29/94	23/92	24/100	26/118
生活科学科	食物栄養学専攻	4/56	1/50	1/54	1/50	2/51
	生活科学専攻	0/71	0/69	1/77	3/76	0/72
	居住環境コース	0/40	0/30	0/34	0/31	0/26
全 体		37/357	30/353	26/366	29/365	28/372

※表中、分子は 22 歳以上の学生数、分母は総数。行政コースは、平成 19 年度に法律コースに統合

(本学学生部資料より作成)

【分析結果とその根拠理由】

本学では、特別な支援が必要な学生に対する支援として留学生に対しては、専任教員を担当として配置して、学習、学生生活についての指導を担当し、社会人、特に高齢の入学者に対してはクラス担任・演習担当教員を通じて実情にあった指導を適切に実施している。今後さらに、障がいを持つ学生の入学を想定した支援についての対応を策定しマニュアル化しておく必要がある。

観点 7-2-①： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点到係る状況】

本学において学生の自主的学習が行われる主たる施設は、第一に附属図書館である。図書館には 72 席が閲覧席として配置されている（視聴覚席を含む）。また、視聴覚機器 5 台（ビデオデッキ 3 台、DVD デッキ 2 台）及び利用端末（OPAC）1 台が設置されており、館外にはテラス席（飲食・談話自由）が 16 席配置されている。学生数に比べ座席数が少ないことは図書館としても認識しているが、利用者アンケートによれば、75%以上の利用者が図書館の座席数など施設環境が整っていると回答している（別添資料 7-2-①-1）。

次に、情報処理演習室では、学生用端末が 50 台、及び教師用端末が 1 台配置されている。利用規定は、年度初めのガイダンス時に配布するとともに、情報処理実習の授業でも配布している（別添資料 7-2-①-2）。利用状況を把握するため、学生が個人使用する場合は、実習室内に設置した利用簿に記入を義務づけている。平成 17 年度から平成 21 年度の情報処理演習室利用状況一覧を資料 7-2-①-B に示す。平成 21 年度からは、ID とパスワードでログインを義務づけている。なお、平成 21 年度の利用者数の伸びは、PC が新しくなったことによる実数の伸びと、利用簿への記入を周知徹底した効果による。

また、給食関係実習室にも平成 21 年度から 10 台のパソコンが設置されており、食物栄養学専攻の学生が、給食計画実務論実習をはじめ各授業で使用し、時間外使用も可能である。また自主的学習にも利用している。

資料 7-2-①-B 過去 5 年間の情報処理演習室利用状況一覧 (人)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
平成 17 年度	324	387	435	414	46	74	281	186	163	201	26	11	2,548
平成 18 年度	96	183	194	172	29	54	127	87	102	95	31	22	1,192
平成 19 年度	106	291	306	113	25	14	144	185	127	176	44	6	1,537
平成 20 年度	157	268	268	244	58	27	177	147	167	197	37	0	1,747
平成 21 年度	253	395	681	957	121	54	381	371	472	643	179	49	4,558

(本学情報処理演習室利用簿より作成)

【分析結果とその根拠理由】

本学における、学生の主な自主的学習環境は、附属図書館と情報処理演習室であり、学生数に対して座席数や端末数が十分確保されているとは言い難いが、附属図書館アンケート調査結果からは、職員対応・サービスの面で評価が向上しており、情報処理演習室の利用状況についても、試験期間を含む 7 月、1 月を中心に相当程度の利用が行われており、自主的学習への貢献が確認できる。

観点 7-2-②： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学生生活の充実と向上を図ることを目的に、法経科第 1 部、法経科第 2 部及び生活科学科にそれぞれ学生自治会が組織され、各科自治会との諸連絡と調整のために、三科合同執行委員会が設置されているが、現状では昼間部（法経科第 1 部と生活科学科）と夜間部（法経科第 2 部）の自治会に分かれて、相互に協力しながら活動している。自治会費は 1 人年額 1,000 円で、入学時に 2 年分を大学が代理徴収している。また、学生自治会の下に大学祭実行委員会が組織され、7 月のサマーフェスティバルと 11 月の三重短祭（大学祭）の企画・運営にあたっている。

自治会・大学祭実行委員会と学生部との定例会をおおむね月 1 回のペースで開催し、イベント開催や予算の執行状況等について連絡調整に努めている（別添資料 7-2-②-1）。

自治会活動の主なものは、別添資料 7-2-②-2 に示すとおりである。いずれも大学行事として位置づけ、教授会の承認を得て休講措置をとる行事もあり、学生部や教職員との連携の中で開催されている。

各クラブ・サークルの活動状況については、別添資料 7-2-②-3 に示す。人数は年度によって増減するが、年度ごとに部員の名簿等の提出を求め、その情報を自治会と学生部で共有している。学生便覧にクラブ・サークル・同好会活動についても記載し学生に周知している。体育系クラブについては、毎年夏季休業中に岐阜市立女子短期大学との交流戦を実施している。

課外活動のための施設については、課外活動に関する施設一覧を資料 7-2-②-A に示す。ただし、いずれの施設も老朽化が進んでいるため、補修しながら、利用の便を図っている。これらの維持・補修管理については、大学事務局および学生部によって適切に行われている。

資料 7-2-②-A 課外活動用施設一覧

施設名	内 訳
大学ホール	自治会室 2、大学祭実行委員会室、特別室、和室
クラブ室	部室 12、管理棟和室
体育施設	体育館、運動場、テニスコート
宿泊施設	第一合宿所

(別冊資料 C より作成)

【分析結果とその根拠理由】

学生自治会の諸行事や課外活動等は、学生部や教職員との連携・協力を得ながら行われている。クラブ・サークル活動も同様である。本学のクラブ室・スポーツ設備等の維持・補修管理に関しては、大学事務局および学生部によって行われており、活動できる環境は整備されている。

観点 7-3-①： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

【観点到に係る状況】

毎年入学生対象に経済的状況や卒業後の進路希望等についてアンケート調査を実施している。平成 22 年度調査では、奨学金および授業料減免希望者はそれぞれ 47.7%、43.6%であった。卒業後の進路希望は就職に次いで 4 年制大学への編入学希望者が多かった。これらの結果は、学生の経済面への援助や進路指導方法に反映されている。(別添資料 7-3-①-1)。

心身の健康や人間関係に関する悩みについては、平成 19 年度から学生相談室規定に基づく学生相談室を設置し、学外の臨床心理士による相談を月 2 回（春・夏・冬季休業期間を除く）行うことになった（別冊資料 A、159 頁）。利用状況は、平成 21 年度は実人数で 24 名である（別添資料 7-3-①-2）。なお、学生相談室の利用については 4 月のオリエンテーションと掲示によって学生への周知をはかっている。

保健室（医務室）については、特に利用規定は設けられていないが、看護師が体調不良や怪我をした学生の対応にあたり、医師による治療が必要と判断される場合には、学校医指定の総合病院へ搬送することとしている。過去 5 年間の保健室の利用状況は資料 7-3-①-A のとおりである。

資料 7-3-①-A 保健室の利用状況

年度	H17	H18	H19	H20	H21
利用者数（延人数）	106	77	47	86	77
カウンセリング対応（延人数）	12	11	4	10	5

※カウンセリング対応：平成 19 年度以降は、学生相談室開室日以外に看護師が対応したケース
(本学学生部資料より作成)

セクシュアル・ハラスメントに対しては、平成 14 年 3 月に「セクシュアル・ハラスメント防止宣言」を行うと

もに、ガイドライン、セクハラ防止対策委員会を設置した（別冊資料A、148頁、149－152頁及び153－157頁）。防止対策委員会は4名（男女教職員各2名で構成、うち1名は学生部長）からなり、相談・調停とともに、啓発、その他防止体制整備に必要な事項を担っており、過去に学外講師を招いての講演会、セクハラ防止強化月間（毎年11月）の設定等を行ってきた。学生に対しては、毎年度初めのオリエンテーションにおいて、セクハラ防止および相談窓口の周知についてのパンフレットを配布し、啓発に努めている（別添資料7－3－①－3）。

また、本学では、健康増進法の成立などを踏まえ、平成15年3月より、受動喫煙の防止についてのルールを定め、喫煙防止に向けた取組みを行ってきた（別冊資料A、158頁）。

進路相談については、キャリア支援委員会が中心となり就職・大学編入学等についてガイダンス・個別面談等による支援を行い、演習担当教員がフォローする体制をとっている。1年生後期には週1回のペース（木曜日午後）で両学科生を対象とするガイダンスや講演、学習会を開催している（別添資料7－3－①－4）。また、全体的な指導と平行して、委員会の中に民間企業・公務員部会、編入学部会、栄養士部会の3つの部会を設け、それぞれの進路希望者に対し、個別に指導、相談を行っている。過去5年間における個別相談の実績は資料7－3－①－Bのとおりであるが、平成21年度には利用者数が大幅に減少している。

資料7－3－①－B 過去5年間の個別進路相談状況

(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成17年度	25	55	32	10	0	0	32	10	11	4	1	0	180
平成18年度	22	33	31	4	1	4	21	26	7	2	0	0	151
平成19年度	6	22	42	14	13	3	28	33	1	1	1	0	164
平成20年度	6	12	58	7	9	10	58	23	1	3	0	0	187
平成21年度	2	2	15	4	0	4	33	5	1	0	0	0	66
合計	61	124	178	39	23	21	172	97	21	10	2	0	748

※1名が複数回利用しているケースも含む

(本学学生部資料より作成)

【分析結果とその根拠理由】

学生の健康相談、生活相談、進路相談、セクシュアル・ハラスメントの相談窓口として、学生相談室、保健室、キャリア支援委員会、セクシュアル・ハラスメント防止委員会が設置され、学生への対応体制は整っている。しかし、進路相談件数が平成21年度に減少している点については、採用状況の厳しさとの関連を含めて、原因を分析する必要がある。また、昼間部・夜間部ともに学生の健康管理対策を適切に行う上では、夜間を含めた看護師の配置について検討する必要がある。

観点7－3－②： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

留学生が入学した事例は過去5年間に1例で、また、特別な支援が必要な障がいを持つ学生は在籍していないが、留学生に対しては生活全般にわたるアドバイスを行うために専任教員が担当となるほか、「日本語・日本文化論」を

開講の上、1 年次前期に履修させ、日本の文化や日本語に早く馴染めるように配慮していた（前掲別添資料 7－1－④－1 参照）。

障がいのある学生に対する支援としては、バリアフリー化が最重要課題である。これまでに聴覚に障がいのある学生が入学した際には、教員が講義方法を工夫するとともに、周囲の学生がノート筆記など自主的、積極的に支援することで卒業に至っている。

【分析結果とその根拠理由】

これまで本学では、留学生の入学に際しては、専任教員によるサポート体制をとってきた。障がいをもつ学生の入学に際しては個別に実情に応じた対応を行ってきているが、今後、障がいを持つ学生に対する支援については、対応策を検討しておく必要がある。

観点 7－3－③： 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

奨学金について、日本学生支援機構の奨学金貸与については、4 月に全体説明会を開催し、奨学金の趣旨や制度について周知している。予約採用はすでに高校在学時に採用候補者として決まっているが、在学採用については、「本学に在学する者で、経済的理由等により就学困難な者のうち、日本学生支援機構に定められている人物、学力及び家計の基準に合致している者」を申込資格とし、奨学金推薦委員会が希望者と面接の上で、奨学生の推薦・選考にあたっている（別冊資料 A、175－177 頁）。

資料 7－3－③－A は、日本学生支援機構奨学金の予約奨学生の推移である。また、資料 7－3－③－B は同じく定期採用奨学生の推移である。

資料 7－3－③－A 日本学生支援機構・予約奨学生の推移

(人)

	平成 17 年度				平成 18 年度				平成 19 年度			
	全学	法 I	法 II	生活	全学	法 I	法 II	生活	全学	法 I	法 II	生活
一種	24	12	2	10	19	6	3	7	22	6	2	14
二種	34	15	4	15	31	11	4	13	33	9	7	17

	平成 20 年度				平成 21 年度			
	全学	法 I	法 II	生活	全学	法 I	法 II	生活
一種	29	7	7	15	29	7	8	14
二種	52	20	9	23	63	21	13	29

(本学学生部資料より作成)

資料 7-3-③-B 日本学生支援機構・定期採用奨学生

(人)

		平成 17 年度				平成 18 年度				平成 19 年度			
学科		全学	法Ⅰ	法Ⅱ	生活	全学	法Ⅰ	法Ⅱ	生活	全学	法Ⅰ	法Ⅱ	生活
希望者		31	9	6	16	36	14	7	15	44	14	14	16
一種	内示	33				27				25 (追加1)			
	定期	24	9	3	12	20	8	2	10	26	10	6	10
二種	内示	14				10 (追加6)				13 (追加3)			
	定期	8		3	5	10	3	3	4	13	2	7	4
	個別	4	1	3									
	追加					6	4	2		3	2	1	
不採用者		1			1	1			1	4	1		3
		平成 20 年度				平成 21 年度							
学科		全学	法Ⅰ	法Ⅱ	生活	全学	法Ⅰ	法Ⅱ	生活				
希望者		40	13	9	18	37	14	11	12				
一種	内示	29				35							
	定期	19	7	2	10	23	7	7	9				
二種	内示	20				17							
	定期	17	4	5	8	15	7	5	3				
	個別	1*			1*								
	追加	3	1	1	1								
不採用者		1			1								

*: 応急 (家計の急変などに伴う対応措置)

(本学学生部資料より作成)

また、日本学生支援機構以外からの奨学金の案内が送付された場合には、掲示にて学生に周知している。過去 5 年間における地方自治体や民間団体の奨学金利用実績は、資料 7-3-③-C のとおりである。

資料 7-3-③-C 過去 5 年間における地方自治体や民間団体の奨学金利用実績

(人)

年度		平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
市町村名						
県内	伊勢市		2	2	1	2
	尾鷲市			1		
	紀北町		1			
	志摩市（旧阿児町）	1				
	鈴鹿市（天野奨学金）		1			
	四日市市		1	1	1	1
県外	岐阜県	1				

	小林市		1			
	島根県		1			1
	浜松市		1	1		
	山口県					1
民間団体	あしなが育英会	1	2	1		1
	交通遺児育英会					1

(本学学生部資料より作成)

本学では奨学金制度とは別に、「三重短期大学授業料の徴収猶予及び減免に関する規則」等の規程を定め、経済的理由により授業料の納付が困難でかつ学業成績が優秀であると認められた学生については、授業料の全額もしくは半額を免除している（別冊資料A、88－97 頁）。また、授業料減免の対象にならない場合にも、6ヶ月以下の期間で、授業料の徴収を猶予する制度もある。減免にあたっては、授業料減免審査委員会が審査した上で、教授会で承認を受ける（別冊資料A、98－99 頁）。資料7－3－③－Dは、過去5年間の授業料減免推移を示したものであり、平成18年度以降、希望者・減免許可者が増加していることがわかる。これらの奨学金や授業料減免制度については、学生便覧やキャンパスガイド等に記載し、学生への周知に努めている（別冊資料C、15－17 頁及び別冊資料I、22 頁）。

表7－3－③－D 平成17年度から21年度までの授業料減免推移一覧

(人)

年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
学期		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
希望者		5	12	10	24	8	33	23	38	20	46
全額減免	総数	2	6	8	12	4	19	14	24	13	23
	法経科第1部	1	2	4	6	2	9	8	12	5	7
	法経科第2部	0	0	1	2	1	5	3	2	1	7
	生活科学科	1	4	3	4	1	5	3	10	7	9
	1年次	0	5	0	6	0	12	0	10	0	11
	2年次	2	1	8	6	4	7	14	14	13	12
半額減免	総数	2	6	2	10	4	13	8	13	7	18
	法経科第1部	0	3	2	5	3	7	3	6	2	5
	法経科第2部	0	1	0	1	0	1	0	1	1	5
	生活科学科	2	2	0	4	1	5	5	6	4	8
	1年次	0	4	0	4	0	8	0	5	0	6
	2年次	2	2	2	6	4	5	8	8	7	12
不採用		1	0	0	2	0	1	1	1	0	5

(本学大学総務課資料より作成)

【分析結果とその根拠理由】

経済面における学生支援については、日本学生支援機構の奨学金制度の周知をはかると共に授業料徴収猶予及び

減免等に関する制度を充実させ対応し、4月のオリエンテーションおよび学生便覧等でこれら諸制度の学生への周知を図っている。近年、授業料減免件数が増加しているが、それは経済状況の悪化による勉学条件の厳しさに対して、この制度が学生への経済面での支援として適切に機能していることを示しており、これらのことから学生への経済面での援助は適切に行われている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 本学の学生支援体制は、学生部をはじめ各学科・専攻教員による少人数教育を基本とし丁寧を実施されている。
- ・ 経済面における学生支援について、日本学生支援機構の奨学金制度及び授業料徴収猶予及び減免等に関する制度を充実させ適切に対応している。特に授業料減免は経済的困窮度を基準にしており、現状では極めて有効な学生支援として機能している。

【改善を要する点】

- ・ 学生の健康管理対策を適切に行うために、夜間も含めた看護師配置について検討する必要がある。
- ・ 障がいを持つ学生に対する支援について、対応策を検討する必要がある。

(3) 基準 7 の自己評価の概要

本学の学生支援について、科目履修に関する指導等のガイダンスは、各学科・学年毎に4月前期及び10月後期オリエンテーションで実施しており、また、各専攻のガイダンスにおいては、専攻教員が学生に対する丁寧な指導を実施している。

学生に対する学習相談・支援は、クラス担任制、演習担当教員指導により、少人数教育を基本として丁寧に実施し、また、オフィスアワーの実施など、科目担当教員を中心に、全教員が学習相談に応じ、助言を与えている。

経済面における学生支援については、日本学生支援機構の奨学金制度及び授業料減免等に関する制度を充実させ適切に対応している。

本学における学生の自主的学習環境の中心は、附属図書館と情報処理演習室であり、学生数に対して十分な環境にあるとはいえないが、種々の運用面での工夫により学生の満足度は高い。しかしながら、図書館開館時間など夜間課程である法経科第2部学生への学習支援を充実させる必要がある。

学生自治会の諸行事や課外活動等は、学生部や教職員との連携・協力を得ながら行われている。クラブ・サークル活動も同様である。課外活動用設備の維持・補修管理は、大学事務局及び学生部によって行われており、活動できる環境は整備されている。

学生の健康相談、生活相談、進路相談やセクシュアル・ハラスメントの相談等のために、学生相談室や保健室を整備し、またキャリア支援委員会、セクシュアル・ハラスメント防止委員会を設置して、学生への対応体制を整えている。学生の健康管理対策を適切に行うためには夜間も含めた看護師配置や、障がいを持つ学生に対する支援への対応策について、引き続き検討する必要がある。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

本学の校地面積は 24,871 m²、校舎面積（図書館、演習室等別棟の教育用施設を含む）は 6,879 m²であり、短期大学設置基準に定められた必要な校地・校舎面積を満たしている。

校舎棟には、講義室、実験室、実習室、情報処理演習室等を配置し、別棟で附属図書館、演習室を配置している（別冊資料 C、5-7 頁）。

これらの施設・設備について開館・利用時間および利用規程を資料 8-1-①-A に示す。授業日においては午後 9 時あるいは午後 10 時まで利用できるようにしており、法経科第 2 部の授業時間（午後 9 時最終講義終了）に対応している。附属図書館は、定期試験前の土曜日にも、13 時～21 時に臨時開館しており、学生の学習ニーズに対応している。

本学の大规模地震への対応策として、昭和 43 年に建設された校舎棟及び管理棟は、平成 12 年に耐震補強工事を実施している。また、体育館・大学ホールについては、平成 19 年度に耐震調査を終え平成 21 年度に両施設の耐震設計や体育館の大规模改修設計に着手、平成 22 年度には耐震工事および大规模改修工事が予定されている。研究棟については、平成 19 年度に耐震調査が終了している。

資料 8-1-①-A 施設・設備利用について

施設等	開館・利用時間	利用規程等
附属図書館	授業日 午前 8 時 30 分～午後 9 時まで 休業日 午前 8 時 30 分～午後 5 時まで	三重短期大学附属図書館利用規程 三重短期大学附属図書館利用内規
大学ホール	平 日 午前 8 時 30 分～午後 10 時まで 休業日 午前 8 時 30 分～午後 5 時まで	三重短期大学大学ホール規程 三重短期大学大学ホール使用要項 大学ホール内施設運営に関する申し合わせ
体育館	平 日 午前 9 時～午後 10 時まで 土曜日・日祝祭日 午前 9 時～午後 5 時まで	三重短期大学体育施設使用要項 三重短期大学体育施設使用心得
情報処理 演習室	授業日 午前 10 時～午後 9 時まで	情報処理演習室使用規程（内規）

（別冊資料 C より作成）

本学におけるバリアフリー化の状況は、資料 8-1-①-B に示すとおりだが、校舎棟および体育館正面玄関にスロープを設置、1 階トイレを車椅子が利用可能な多目的トイレへ改装した程度に止まっている。エレベータ

一の設置が長年の課題であるが、建物の構造上の問題と経費面から実現に至っていない。普通教室が3階と4階にあるが、これまでの対応としては、各階段に手すりをつけた程度で、車椅子を必要とする学生が入学した場合、人力で各フロアに上げるしかないのが現状である。

資料 8-1-①-B バリアフリー化の状況

箇所	バリアフリー化の状況
校舎棟	正面玄関スロープ
	多目的トイレ（1階）
	階段手すり（各階）
体育館	正面玄関スロープ

（本学大学総務課資料より作成）

【分析結果とその根拠理由】

本学の施設・設備の実態は、短期大学設置基準に適合しており、利用状況からみて有効に活用されている。しかし、本学施設は、昭和40年～50年代に建設されたものであり、全体的に老朽化が進んでいることは否めない。法経科第2部学生の利用面からみて、附属図書館や情報処理演習室の開館・利用時間は、授業後の自主学習等に対応する上で、なお改善する必要がある。また、障がいのある学生に対する支援としても、エレベーターの設置を含めた施設のバリアフリー化は最重要課題である。

観点 8-1-②： 短期大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

本学では情報系科目として情報処理実習Ⅰと情報処理実習Ⅱが開講されている。また、過去5年間の情報処理演習室を用いた講義・演習内容と受講人数は資料 8-1-②-A に示すとおりである。

資料 8-1-②-A 過去5年間の情報処理演習室を用いた講義・演習内容と受講人数 （人）

科目／年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
情報処理実習Ⅰ	203	165	112	122	81
情報処理実習Ⅱ	23	24	10	13	12
設計基礎論	54	43	39	41	33
法哲学（Ⅱ部）	22	25	30	72	29
計量経済学	—	10	—	43	23
栄養教育論実習Ⅱ	—	53	50	48	54
栄養情報処理演習	39	39	36	14	不開講
経営情報論	44	18	4	—	—
証券論	—	—	17	—	—

（本学学生部資料より作成）

情報処理演習室には、学生用端末が 50 台及び教員用端末が 1 台ある。これらは、上記授業以外の空き時間に、午前 10 時から午後 9 時まで自由に個人使用できる。各端末では、MS-Office や CAD ソフト、LaTeX 等のアプリケーションが利用可能であり、学生は情報収集や研究・各種レポート作成用として有効活用している。情報環境保全のため、外部から記録媒体を持ち込む際には、ウィルススキャンを義務づけている（別添資料 8-1-②-1）。演習室内のパソコンは有線でインターネットに接続されているが、教員側のネットワークとは別のセグメントに分離してある。また、演習室側では有害サイトを閲覧できないよう、コンテンツフィルタをかけ、P2P 対策も施してある（別添資料 8-1-②-2）。

給食関係実習室にも 10 台の端末が設置されており、食物栄養学専攻の学生が使用している。その他、学生用として附属図書館に 1 台、就職資料室に 2 台の端末があり、文献・書籍検索や就職に関する情報収集に利用されている。なお、本学事務局は、一部を除き津市本庁の情報ネットワークに接続されている。

一方、セキュリティ対策として、外部からのルータ直下にアンチウィルス用アプライアンスサーバを導入している。そして、情報処理演習室や給食関係実習室等、各教員の研究室内や短大付属の地域連携センター・地域問題研究所のパソコン（これらの多くは Mietan ネットと呼ばれるネットワークに接続）用にも、アンチウィルスソフトを 120 ライセンス購入し、ファイルサーバからインストール・定義ファイルの更新ができるようになって（別添資料 8-1-②-3、別添資料 8-1-②-3 の「16 ポート 10/100SWHUB」は別添資料 8-1-②-2 機器接続図における「CenterCOM8724SL」に対応）。

これらの施設・設備の管理は、主に、短大の情報科目担当の専任教員および非常勤助手が担当しているが、外部業者にも、メールサーバ等の保守を委託している。

また、情報科目担当教員を委員長とする情報委員会で、学内の情報通信環境に関する様々な問題の解決、望ましいネットワーク環境のあり方の検討等が行われている（別冊資料 A、182-183 頁）。

【分析結果とその根拠理由】

本学の情報ネットワーク（Mietan ネット）をはじめとする ICT 環境は、教育課程の遂行において情報系の実習科目だけでなく様々な講義でも利用され、学生は、各種情報収集や研究・レポートの作成のためにこれら施設を有効活用している。また、情報環境の整備については情報委員会による運営計画や立案、整備事業の提案を受けて、情報科目担当の専任教員および非常勤助手が管理運営を担当し、メールサーバ等の保守は、外部の専門業者にも委託して行われており、十分な整備体制を実現している。以上から本学の ICT 環境は適切に整備され、有効に活用されている。

観点 8-1-③： 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】

本学には、施設毎に使用規程あるいは使用要項が作成され、使用目的・使用方法・使用時間等が規定されている。これらの利用規定は、学生便覧にも一括して掲載し、学生への周知を図っている。また、入学時のオリエンテーション時にも説明を行っている（別冊資料 A、238-254 頁及び別冊資料 C、42-47 頁）。

附属図書館の運用方針については、「三重短期大学附属図書館利用規定」および利用内規に定められている（別冊資料 A、192-197 頁）。図書館利用方法については、入学時オリエンテーションにおいて「図書館利用案内」を学生に配布し、周知するとともに、再度、学科・専攻単位で学科の授業科目に応じた図書・雑誌・判例・統計な

どの利用方法の周知を図っている（別冊資料 J「図書館利用案内」）。

情報処理演習室の利用についても、年度当初のオリエンテーションにおいて、全学生に周知している（別添資料 7-2-①-2 および 8-1-③-1）。一方、教職員に対しても平成 20 年度末にライセンス購入したセキュリティソフトの導入を要請している（別添資料 8-1-③-2）。また、平成 22 年度最初の教授会においても、上記セキュリティに関すること・新しい情報処理演習室の使用方法・メールアドレス一覧を周知している（別添資料 8-1-③-3）。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、教職員及び学生に配布している「学生便覧」に施設毎の使用規程・要項が記載され、また、入学時のオリエンテーションには、附属図書館の「図書館利用案内」や、情報処理演習室の利用規定を配布し学生に周知している。以上のように、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員にも周知されている。

今後、情報処理演習室の利用規定等を、学生便覧に追記するとともに、各施設の利用規定を学内向け Web にも掲載するなど広く情報伝達する方法を検討する必要がある。

観点 8-2-①： 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点到に係る状況】

附属図書館の所蔵資料は平成 21 年度末で図書 80,498 冊（和書 76,363 冊，洋書 4,135 冊），受入学術雑誌 155 種（和雑誌 120 種，洋雑誌 35 種），紀要 1,043 種，新聞 8 種（和新聞 6 種，洋新聞 2 種）視聴覚資料 819 タイトル（VHS 504 タイトル，DVD 151 タイトル，カセット 85 タイトル，CD-ROM 79 タイトル）となっている（別添資料 8-2-①-1）。

所蔵図書・視聴覚資料についてはすべてデータベース化されており、利用者端末（OPAC）及び研究室から検索できるシステムが構築されている。また、国立情報学研究所が主催するネットワークシステムに加盟するとともに県内の大学図書館・公共図書館ネットワークおよび東海地区図書館協会にも加盟しており、利用者に必要な図書情報が迅速に提供できるように努めている。

図書・雑誌については、学科の教育目標や授業科目に即して各担当教員に選定を依頼しており、また科目の新設や専任教員の採用に際しては新設科目や新任教員のための予算を設けて対応している。カリキュラム改編時には、購入すべき図書の見直しを行っている。また、学生からは随時、購入図書希望を受付けており、図書館予算枠で対応している。また、隔年で学生・教職員に図書館利用アンケートを実施し、施設・設備、図書・資料・情報、職員の対応などについて意見を聴取しており、そのアンケート結果をもとに、図書館運営の改善に努めている。

平成 21 年度の利用状況は、入館者数 29,901 人，貸出者数 5,096 人（一般者 106 人含む），貸出冊数 8,609 冊（一般者 234 冊含む）である。また、図書情報に関する相談件数は 828 件（所蔵調査 557 件，事項調査 271 件）であった（別添資料 8-2-①-2）。

【分析結果とその根拠理由】

図書、雑誌、視聴覚資料等の選定は、教育課程を担当する各教員との密接な連携によって進められていることから、系統性を持ったコレクションが実現している。また、蔵書冊数、入館者数や図書館アンケート調査集計結

果報告書から、本学附属図書館は有効に活用されている。しかしながら、予算制約から専門書や学術雑誌の購入数は十分とはいえず、より良い教育環境の整備に引き続き取り組む必要がある。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・校地面積が設置基準を上回っており、学習環境が整っている。
- ・法経科第2部が設置されていることに伴い、附属図書館や情報処理演習室などの開講日における開館時間は、12時間以上にわたるなど長時間開放されており、昼間部学生には自主的学習や課外活動への便宜が図られている。

【改善を要する点】

- ・施設毎の利用規定を学内向け Web にも掲載するなど広く情報伝達する方法を検討する必要がある。
- ・施設・設備利用について、法経科第2部学生には、講義終了後の自主学習や、夏季・冬季・春季の休業期間中の夜間利用ができないため、利用時間の拡充等を検討する必要がある。
- ・本学施設は、昭和40年～50年代に建設され老朽化が進んでいるため、大幅な改修が必要である。
- ・障がいのある学生に対する支援として、エレベーターの設置を含めたバリアフリー化が最重要課題である。

(3) 基準8の自己評価の概要

本学の施設・設備は、短期大学設置基準に適合しており、学習環境が整っている。自主学習の場である附属図書館や情報処理演習室は、昼間部学生には有効活用されているが、法経科第2部学生には、講義終了後の自主的学習や課外活動等を勘案した利用時間の拡充等を検討する必要がある。

施設・設備のバリアフリー化は、障がいのある学生に対する支援としても最重要課題であり、早急に改善を要する点にあたる。

Mietan ネットは、情報処理演習室をはじめ、就職資料室、各教員の研究室、附属図書館、地域連携センターおよび地域問題総合研究所をつないでおり、本学の情報ネットは適切に整備され、かつ有効に活用されている。また、情報処理演習室は、情報系の実習だけでなく様々な講義でも利用され、学生は、各種情報収集や研究・レポート作成のために施設を有効活用している。

本学附属図書館は、蔵書冊数、入館者数や図書館アンケート調査結果から適切に整備され有効活用されているが、より良い教育環境の整備に引き続き取り組む必要がある。

学内施設の利用については、規程及び要項を定め、年度毎に教職員及び学生に配布する学生便覧や入学時オリエンテーションで周知しているが、施設毎の利用規定を学内向け Web にも掲載する等広く情報伝達する方法を検討する必要がある。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの分析

観点 9-1-①: 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点到係る状況】

教育活動の細部は学科会議において議論され、決定された上、記録されている。文書保存規則によって、履修要項、時間割については永久保存、休講届については大学総務課に3年間の保存、補講記録については1年保存としている。学籍簿は永久保存で、平成4年卒業以前の在籍者についてはマイクロ化された形で、平成4年以降については電子媒体と紙媒体の両方で保存されている。また、学位記(卒業証書)発行簿についても永久保存されている。学生の履修申告状況、教員の成績評価等は5年間、学生部教務学生担当で保存している。

本学の教育活動のあり方などについては、これまでも自己点検評価書などで報告、検証されてきた(別冊資料I)。「授業評価アンケート」は平成18年度前期から平成21年度後期までで8回実施され、結果は「授業評価アンケート報告書」・「FD活動報告書」としてまとめられている(別冊資料EおよびF2)。

なお、教育活動のあり方については教員の研究活動においても適宜発表されている。例えば、生活科学科『紀要』に発表された「栄養士養成における校外実習に関するアンケート調査」(生活科学研究会『紀要』、2004年)や「校外実習の現状と課題」(生活科学研究会『紀要』、2008年)は、食物栄養学専攻の校外実習という教育活動が経年の調査を経て研究活動に結びついた例である。

【分析結果とその根拠理由】

教育の状況について、活動を示す成績記録・シラバス・時間割・休講届・補講届などはそれぞれ文書管理規則にもとづき紙媒体・電子情報・マイクロフィルムなどの形態で適切に収集・保存されている。また、学生に対する授業評価アンケートも2006年度以降実施され、集計データは電子化されて保存されている。また、その分析結果も含めて「授業評価アンケート報告書」・「FD活動報告書」として毎年度分が刊行されている。それらを収集・活用するための組織としてFD委員会が設定されており、活動の実態を示すデータ・資料の収集・蓄積は適切に行われている。

観点 9-1-②: 短期大学の構成員(教職員及び学生)の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点到係る状況】

学生からの意見聴取として実施している「学生による授業評価アンケート」では、共通質問項目12については全科目で、選択的質問項目4については該当科目について学生の意見を数値化できる形で聴取している。さらに個々の授業についての学生の意見、要望を自由記述の形で汲み上げている。また、学生の自由な意見表明を妨げないために、アンケートの実施時間に担当教員は席を外すことになっている。

アンケート結果については各教員にフィードバックし、その後アンケート結果について教員から意見を表明(任意)してもらい、報告書に掲載することとしている。なお、それぞれの学科で検討会を開催し、アンケート結果についての分析を行い、経験交流をし、改善の方策について話し合われる。これらの学生の評価と教員の意見を

掲載した報告書は、附属図書館、生活協同組合の店舗、学生部窓口で自由に閲覧できる。

また、毎年3月の成績発表時に卒業年次生に対して卒業生満足度調査を実施し、自由記述も含めて教育の質の向上、改善のための資料として活用している。

教職員の意見聴取については「非常勤講師との懇談会」「教員の意見交換会」などの機会を利用して行われている。「非常勤講師との懇談会」は平成19年度から実施されている。懇談会で出された意見については記録され、「教員の意見交換会」で紹介、検討される（別冊資料F1、3-4頁、F2、5-8頁）。さらに、「教員の意見交換会」において出された意見についても記録され、FD委員会で検討される。例えば、平成20年度の「非常勤講師との懇談会」で提示された「自分の担当科目について、どのような学生を想定し、どのような達成度を期待されているのか分からず、確認のしようもない」という意見については、FD委員会において検討し、平成21年度からは「非常勤講師との懇談会」を年度初めに開催し、あらかじめ教育目標や学生の資質、近年の動向などを説明するという形に改められた。「非常勤講師との懇談会」、「教員の意見交換会」もともに自由な情報交換と議論の場であるため、経験交流が中心である。授業運営上必要なハード面の改善については、可能であれば年度内に実施されるが、予算措置を伴うものについては予算要求という形で次年度実施を目指すこととなる。

【分析結果とその根拠理由】

学生からの意見聴取は「授業評価アンケート」によって毎学期全学生から、また毎年「卒業アンケート」によって卒業年次生から行われており、その内容を当該教員にフィードバックして授業改善の取組に結びつけ、それを「授業評価報告書」（平成21年度からは「FD活動報告書」）に掲載している。教職員からの意見聴取はFD活動としての「教員の意見交換会」「非常勤講師との懇談会」を通じて行われ、そこで出された意見の分析とフィードバックはFD委員会において行われている。個々の教員の授業改善の努力はこれらの意見聴取とフィードバックに基づいて進められており、適切な活用を実現している。

観点9-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点到係る状況】

本学では、広く学外者の意見を聴くため、地域の有識者など10名からなる三重短期大学有識者懇話会を平成17年度に設置し、教育研究や地域貢献、学内運営等について意見を徴している。懇話会では、例えば、本学の特色である法経科第2部について、社会教育や生涯学習の場の提供として高く評価する等の意見を得ている（別添資料9-1-③-1）。また、平成21年度においては、「平成21年度三重短期大学自己点検評価報告書」を示して評価報告書をホームページ上で公開するための留意点について検討・提言を受けた。

卒業生の就職先企業へのアンケート、卒業生へのアンケート調査実施など、学外者から本学の教育に対する意見聴取を行なっている（前掲別添資料6-1-④-2、6-1-⑤-1）。また、同窓会・教育振興会では毎年総会が開かれるたびに、本学の現状を説明し、意見交換の場としている。さらに、高大連携事業の一環として高校教諭との意見交換を実施する取り組みも進めている。

これら学外者から聴取した意見については、学科会議・教授会等に報告し、意見交換を行ない、次年度からの改革・改組に生かしている。

【分析結果とその根拠理由】

平成17年設置の三重短期大学有識者懇話会において、短大の教育・研究・地域貢献・学内運営の各分野についての自己評価の検討、地域社会への教育貢献の課題、2部教育の課題などについての意見聴取がなされ、また、教育振興会・同窓会総会において毎年、短大教育の現状を報告して意見聴取をするなど継続的な取り組みがなされていることから、学外関係者の意見聴取は継続性を持って行われている。

また、企業アンケートや卒業生アンケートの取組も開始されていることから、学外関係者の意見を継続的に活かす体制が整えられている。ただ、それぞれの意見聴取においては時々課題がアドホックに提示されており、意見を文書化して蓄積する点でも取り組みは充分ではないことから、今後は、継続的な取り組みとするために、外部意見を受けての審議・検討、具体的な取り組みへの反映などを手順化して蓄積する必要がある。

観点 9-1-④： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点に係る状況】

「学生による授業評価アンケート」の集計結果と分析を授業担当者に返却しており、学生の意見も参考にしつつ、教員が各自、それを自主改善に役立てている。一方で、さまざまな学生の意見を聴取し、それを教員、学生にひろく知らせ、授業改善に役立てるため、平成20年度からは2年生の演習最終日を利用し、全ての科目について自由記述で意見を表明する機会を設けている。

アンケート結果が、教員の意見、シラバスの改訂を経て、授業改善に結びつき、評価の向上につながっている事例の幾つかを、資料9-1-④-A「授業評価―授業改善事例」に示した。

資料 9-1-④-A 「授業評価―授業改善事例」

法経科第1部 財政学	アンケート結果①	「Q7 双方向の授業」 5.07
	教員の意見	講義の單元ごとに小テストを実施、理解の定着を図った。小テストは次回の講義で返却するよう心がけた。また小テストでは質問・意見・感想などを書く欄を設け、それに対しては次回の講義でコメントすることにより、双方向の講義となるように心がけた。
	シラバス	講義のまとまりごとに小テストを実施する。レポート作成は、事前にレポート作成要項を配布し、指導する。
	アンケート結果②	「Q7 学生の質問や意見」 5.33（前年度の「Q7 双方向の授業」）
法経科第2部 政治学原論	アンケート結果①	「Q12 総合評価」 5.50
	教員の意見	政治・経済に関するデータを渡し、学生を3つのグループに分けて、ある課題をあたえ、それまでの講義で習得した知識・考え方を総動員して、その課題を解くという授業を行いました。予想をはるかに超えて、様々な意見が飛び交い、あっという間の90分でした。単に知識を増やすということではなく、それをどうすれば応用できるかという「実験授業」に真剣に取り組んでくれた学生諸君に感動さえ覚えました。
	シラバス	現代政治を理解するための基礎概念の習得を目標とする。時事問題についても適宜取り上げる。政治は苦手だという人も、この講義を

		受ければ興味が湧いてくるはずである。
	アンケート結果②	「Q12 総合評価」 5. 72
生活科学科	アンケート結果①	「Q5 板書・話し方」 4. 05
食物栄養学専攻	教員の意見	わかりやすさと板書・話し方については、改善を要するが、いずれも4点以上であったことは、自分にとっては昨年からすれば改善されているのかなと思うところです。これらについては、引き続き改善していきたい。
栄養学	シラバス	「イラスト栄養学総論」を教科書として使用します。必要に応じて資料をプリントにして配布します。
	アンケート結果②	「Q5 板書・話し方」 4. 44
生活科学科	アンケート結果①	「Q7 学生の質問や意見」 4. 38
生活科学専攻	教員の意見	授業中に指名して質問する機会は設けていましたが、学生自身の疑問を聴取する機会は不足していたかもしれません。来年度および今後の講義では配慮したいと思います。
生活福祉心理コース	シラバス	一方的な講義にとどまらないように、実験やテストなどを織り込み、経験的に学修できるような工夫をしています。
心理学概論	アンケート結果②	「Q7 学生の質問や意見」 4. 68
生活科学科	アンケート結果①	「Q1 事前説明」 4. 22
生活科学専攻	教員の意見	本科目は地域住環境の問題を一般的に学ぶことを目的としていない。住環境の計画設計の前提としての基礎的な講義科目と位置づけているので、具体的な計画設計科目である住生活設計や地域設計を履修していないものには講義の目的や意味が理解しづらいと思われる。最近は設計系科目の前提として履修するように指導していなかったもので、今後はこれを徹底したい。
居住環境コース	シラバス	住宅地としては小学校区程度の広がり地区を基本にした生活環境整備計画を取り扱い、住宅地計画や地域設計に関する学びの出発点となるものである。居住環境コースにおける地域計画分野および都市計画分野の初歩科目として位置づけられる。
住環境計画	アンケート結果②	「Q1 事前説明」 4. 58

(各年「学生による授業評価アンケート結果」より作成)

【分析結果とその根拠理由】

アンケートによる学生の評価・意見を教員が吸い上げて、授業内容、教材、教授技術の改善を図り、その結果が次年度の授業評価で検証されるという、授業評価アンケートを起点とするPDCAサイクルは個々の教員レベルにおいても円滑に機能している。また、改善を要する点のチェックのみでなく、学生により肯定的に評価された実践を意見交換会を通じて、全教員の検討対象として共有化する試みも行われている。以上から、個々の教員の授業内容・教材・教授技術等の継続的改善は適切に行われている。

観点 9-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

本学に於けるFD活動は、学生による授業評価アンケートの実施、ゼミ評価アンケートの実施、非常勤講師懇談会、FD研修会、教員意見交換会（平成21年度からはFD活動検討会）を主要な柱として、FD委員会を担当組織に全学的な位置付けのもとで進められている。具体的なFD活動の実施状況の一覧を別添資料9-2-①-1にまとめた。

FD委員会の設立は平成20年度であるが、授業評価アンケートは平成18年度から実施されている。研修会、FD活動検討会等については試行の段階である。「学生による授業評価アンケート」報告書が完成した時点で、学科ごとに報告書を参考に教員の意見交換会（FD活動検討会）が設けられ、自由に意見を交わすことにしている（別冊資料E）。評価の高い教員にはどのような講義をしているのか具体的に披露してもらい、各教員が今後の講義の参考とする。非常勤講師との懇談会でも分野ごとの意見交換を行い、そこで提案された意見をサンプルに、具体的な授業における取り組みを交流する情報交換を行っている。

「学生による授業評価アンケート」では、これまで、不足しているところ、改善すべきところといった負の面に目を向けがちであった。また、学生の教員への意見については担当教員に直接届けられるため、他の教員が具体的な指摘を知ることはなかったが、平成20年度から自由記述のアンケートを実施したところ、学生の具体的な評価箇所が明らかとなり、どの部分に着目して継続的改善を行うのが明確となった。例えば、「刑法」については「板書がわかりやすい」という指摘が複数寄せられ、意見交換会では教員の質問がそこに集中し、学生はどのような板書を「わかりやすい」と感じるのか、板書に工夫を加えるとはどういうことか、などについて具体的な議論が進んだ。なお、これまでのところ、特に教育課程の見直しが必要な項目は見つかっていない。

平成20年度のFD研修会は、精神的に問題を抱えた学生の履修指導や演習内での協調性の確保などについての教員の対応はいかにあるべきかというテーマをもって、報告された実態（問題行動を起こす学生の指導）に関し、同じコースに所属する教員が情報を共有し、具体的な個人指導に立ち会うなどの提案や手法を検討した結果、演習等の授業方法を改めることで問題解決に向かった。平成21年度については、高校教育から大学教育へのスムーズな移行を目指して、高校教員との意見交換会を実施し、FD研修会としたが、刻々と変化する高校生気質を知ることができ、授業方法の確認、改善の資料を得た。

【分析結果とその根拠理由】

授業評価アンケート、演習参加者アンケートの実施と活用、経験交流の場の設定、さらに、授業実践の相互検証などがシステムとして構成され、全体を統括するセクションとしてFD委員会が組織化されているなど、適切な方法で実施され、組織としての教育の質の向上、授業改善に結びついているといえる。また、専任教員のみならず、非常勤講師も含めて教育の質の向上や授業技術の改善へ向けたFD活動への参加を実現しているのは優れた点として評価できる。他方、授業評価アンケートを除けば、本格的な取り組みが開始されたのが平成20年度からであることから、今後の継続的・恒常的取り組みの実現が重要である。

観点 9-2-②： 教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取り組みが適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学における教育支援者とは、生活科学科食物栄養学専攻に所属している助手及び教務担当職員、附属図書館職員である。

食物栄養学専攻の助手は、教員と同様に学会参加など教育研究の資質向上のための取り組みや、教育活動の質の向上を図るためのFD研修等に参加している。

本学の教務担当・附属図書館の事務職員については、市職員の人事異動により配置されるものであるが、別添資料9-2-②-1にみるように、文部科学省や公立短期大学図書館協議会等が主催する事務職員研修会や専門事務説明会に参加して係官や専門家の講義を受講したり、市の各種人事研修等にも参加しながら大学職員として必要な資質の向上に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

本学においては、TAなどは存在しないが、食物栄養学専攻所属の助手については、他の専任教員と同様なFD活動への参加が担保されている。また、教務担当職員・附属図書館職員などについては種々の研修等への参加を通じて、必要な資質の向上を図る上での適切な取組が実現できているといえる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・本学における教育の質の向上及び改善のためのシステムは、授業評価アンケートや演習評価アンケートなどのデータ収集・分析を起点に、個々の教員の授業改善への動機づけ、成果の確認、教員全体での改善成果の共有など、一連の流れが適切に運営されている。
- ・全体を調整・統括する組織的整備もFD委員会の設置と活動により担保されており、具体的な授業改善の成果もあがっている。
- ・FD活動を専任教員に限定するのではなく、非常勤講師との懇談会などを通じた意見交流、FD活動への参加を実現している。

【改善を要する点】

- ・FD活動としてシステムの位置づけられたのが平成20年度からであり、それ以前から行われている授業評価アンケートをもとにした授業改善の取り組みも、個々の教員の自主性に任されている部分が多く、今後は、教員の自主性をベースにしつつも、全体としての取り組みとして位置づけていく継続的な努力が必要である。
- ・外部意見の聴取については組織的な体制は一応整っているが、具体的に踏み込んだ教育の質の向上・改善へむけた提言を継続的に受けて、さらにそれを教育課程へ施策として反映させていく点で十分にシステム化されているとはいえないことから、学内におけるFD委員会、学外における有識者懇話会をそれぞれ軸としつつ有機的に関連づけていくシステム化が必要である。

(3) 基準9の自己評価の概要

教育の状況について点検・評価・対策の取組が体制的に行われているかについては、点検・評価のために必要な成績記録・シラバス・時間割・休講届・補講届などの諸データの継続的な収集・蓄積は適切に行われており、

保存・利用についての規定も整備されている。授業評価アンケートなどのデータについても毎年成文化されて刊行されている。短大構成員からの意見聴取は、学生については授業評価アンケートや卒業時アンケートによって行われ、教員にフィードバックされている。また、非常勤講師を含めた教員からの意見聴取も非常勤講師懇談会、教員意見交換会などのFD活動の中で進められている。また平成19年度に立ち上げられた有識者懇話会を中心に、教育振興会・同窓会などの外部意見の聴取も行われている。

個々の教員は授業評価アンケートを軸としたこれらの評価結果を基に、自主的な形で教授技術の向上に努めており、多数の改善事例が確認でき、さらにその達成は意見交換会などのFD活動を通じて全教員に共有されるシステム化が実現している。

教員及び教育支援者の資質向上の取り組みは、教員についてはFD委員会によってコーディネートされるFD活動を通じて適切に進められ、教務担当職員・附属図書館職員を中心とする教育支援者に対しては各種の研修への参加を通じて進められている。

他方で、これらの取り組みが本格的に開始されたのが平成20年度以降に属しており、今後、継続的にFD活動を展開していくことや、外部意見の教育課程への反映をより体系的に行っていくことが課題となっている。

基準 10 財務

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①： 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本学は、津市が設置する公立短期大学であり、設置については、「三重短期大学の設置及び管理に関する条例」に定められ（別冊資料A、1頁）、資産は津市に属し、地方自治法及び津市条例に基づいて管理され、市の一般会計の予算により運営がなされている。

また、観点 8-1-①に記された学校施設を短期大学運営に必要な行政財産として保有している。

【分析結果とその根拠理由】

市立の短期大学であるため、津市から教育研究活動が安定して遂行できる予算措置が為されている。資産としては、短期大学運営に必要な土地、建物、備品を備えている。また市全体の中で財政運営がなされているため、本学としての個別の債務は有しない。

観点 10-1-②： 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的收入が継続的に確保されているか。

【観点到係る状況】

本学の収入については、授業料、入学料、入学検定料が本学設置者である津市の一般会計歳入として取り扱われてきている。

これら歳入は、津市一般会計歳出予算の短期大学費に全額充当され、短期大学運営費全般に使われてきている。また、歳出不足財源には不足全額分に一般財源が充当されており、資料 10-1-②-Aに見るように本学の経常的收入はこれまで継続的に確保されてきている。

資料 10-1-②-A 「最近5年間の収入」

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
授業料	225,483,164	234,188,500	223,262,500	228,786,500	235,930,500
入学料	55,171,000	56,959,500	56,867,500	56,949,400	56,465,000
入学検定料	15,735,000	14,810,000	13,310,000	14,141,000	17,206,000
その他歳入	7,790,611	8,026,645	10,258,043	11,052,722	14,495,227
一般財源	244,039,771	245,864,800	233,371,345	244,761,546	215,545,260
歳入合計	548,219,546	559,849,445	537,069,388	555,691,168	534,641,987

※単位：円、平成 21 年度は決算見込額。

(各年決算資料より作成)

また、本学の授業料等の収入の状況は、法経科第 2 部を除いては定員割れも生じていないことから各年共に安定的に推移している。

【分析結果とその根拠理由】

授業料などの経常的収入と市からの一般財源によって必要な経常的収入が措置されており、短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入は安定的・継続的に確保されている。

観点 10－2－①： 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

本学の収支予算については、毎年度、本学設置者である津市議会の議決を経て予算化、執行されてきている（別添資料 10－2－①－1。また、法令に基づき財務所管部局において市民等関係者に周知・明示されている。

授業料・入学料については「三重短期大学授業料徴収条例」に定められており（別冊資料 A、83-84 頁）、おおむね「国立大学等の授業料標準額単価」の改訂に合わせて改訂され、津市公報で告示すると共に「大学案内」、「募集要項」、本学HP等で明示している。

【分析結果とその根拠理由】

歳入・歳出予算は津市議会の議決を経て執行され、予算内容や授業料・入学料等の改訂については津市公報で告示すると共に、大学案内・募集要項・ホームページなどで、住民、及び関係者に周知されている。したがって、短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画が策定され、関係者に明示されているといえる。

観点 10－2－②： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

本学のこれまでの収支状況は資料 10－2－②－A「三重短期大学収支決算表」に示した如くであり、本学の歳出科目（〔款〕教育費、〔項〕短期大学費）と本学の歳入の差額（歳入不足分）は津市一般会計から一般財源措置がとられてきている。

資料 10－2－②－A 三重短期大学収支決算表

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
①授業料等	304, 179, 775	313, 984, 645	303, 698, 043	310, 929, 622	319, 096, 727	333, 705, 000
②一般財源	244, 039, 771	245, 864, 800	233, 371, 345	244, 761, 546	215, 545, 260	340, 362, 000
③歳入合計	548, 219, 546	559, 849, 445	537, 069, 388	555, 691, 168	534, 641, 987	674, 067, 000
④歳出合計	548, 219, 546	559, 849, 445	537, 069, 388	555, 691, 168	534, 641, 987	674, 067, 000
①／③(%)	55. 5%	56. 1%	56. 5%	56. 0%	59. 7%	49. 5%

※単位：円、平成 22 年度は予算額。

(各年決算資料より作成)

【分析結果とその根拠理由】

短期大学費総額と短期大学収入の差額は、津市の一般財源において予算措置が為されており、過大な支出超過とはなっていない。

観点 10-2-③： 短期大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

本学の予算は津市一般会計歳出予算を主なものとし、歳出科目の〔款〕教育費・〔項〕短期大学費において9事業に分類し、それぞれの事業を展開してきている。資料10-2-③-A「最近5年間の事業別歳出」に各事業費の推移を示した。

資料10-2-③-A 「最近5年間の事業別歳出」

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①一般職給	371,857	421,030	427,938	416,478	448,888
②大学管理運営事業	77,844	79,072	76,233	76,909	84,346
③図書館管理運営事業	10,628	10,284	10,166	9,384	18,594
④公開講座運営事業	312	1,186	1,011	929	1,113
⑤元気づくり事業	0	450	0	0	0
⑥地域貢献推進事業	0	0	2,000	1,386	1,810
⑦教育研究関係事業	20,792	17,933	30,145	17,218	15,284
⑧地域問題研究事業	2,154	3,124	2,235	2,295	2,370
⑨施設維持補修事業	3,277	2,237	3,464	2,566	2,137
⑩施設整備事業	72,985	1,753	2,499	7,476	99,525
⑪歳出合計(短期大学費)	559,849	537,069	555,691	534,641	674,067
③～⑨合計	37,163	35,214	49,021	33,778	41,308
(③～⑧)／⑪	6.1%	6.1%	8.2%	5.8%	5.8%
(③～⑩)／⑪	19.7%	6.9%	9.3%	7.7%	20.9%

※単位：千円、平成22年度は予算額。

(各年決算資料より作成)

②から⑩が教育研究活動関連の事業費（必要な施設・設備の整備事業を含む）であり、③から⑧は一般管理費・施設整備費を含まない教育研究活動事業の中核的な部分である。施設改修工事など、年度による変動の大きい施設整備事業を除けば、各年度3,500万～5,000万円程度の決算額を示してきている。これらの教育研究活動にかかる費目については、概算要求の作成過程や予算配分の過程において教授会、発展計画委員会、各学科会議に報告されている。とりわけ、学長・学生部長・図書館長・両科学科長・地域問題研究所長・事務局長を構成員とする総務連絡調整会議が設置され、「学内の管理運営事項、予算事項等で学内諸機関にかかわる事項につき連絡調整を行う」（総務連絡調整会議規定第1条、別冊資料A、189頁）とされている。

【分析結果とその根拠理由】

概算要求提出に際して、各学科・部局からの備品・経費等の予算要望を組織的に徴し、学内の合意を踏まえて

予算編成に臨んでいることや、予算成立後、総務連絡調整会議、教授会等への説明と各部局間での調整を踏まえて執行していることから、短期大学の目的を達成するために、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対し、適切な資源配分がなされているといえる。

観点 10－3－①： 短期大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

該当なし。

観点 10－3－②： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【観点に係る状況】

本学の財務は、毎年度、所属部局別に市監査事務局（常任監査委員 1 名、市議会選出監査委員 2 名、有識者選出監査委員 1 名）による定期監査が実施されてきている。

監査委員からは、毎年度、具体的な監査指示事項が出され、適切な改善に努めてきている。

また、国県補助事業を実施した際には、それぞれ県の監査及び国の会計検査が実施され、事業実施の質疑に対処してきている。本学においては、これまで不適切執行の指摘に基づく国県補助金返還等の事例はない。

【分析結果とその根拠理由】

財務に対する監査は、毎年、津市の監査委員による定期監査を受けており、監査指示事項の改善にもつとめている。補助事業についての会計監査においても不適切執行はこれまでにないことから、会計監査等が適正に行われているといえる。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・津市の場合、非常に厳しい財政下、予算編成においては毎年マイナスシーリングがかかっている状況の中で、過去 5 年間、一般財源からの予算措置を含めて、安定した歳入が確保されている。
- ・予算要求、予算配分に際しては、教授会から各部局に至る各レベルでの要望を踏まえ、とりわけ総務連絡調整会議・教授会を中心とする学内の合意形成と調整が機能することで、事務局と連携した効率的な予算運用がなされている。

【改善を要する点】

- ・合併以後の津市の財政状況は経済情勢の困難も加わって、改善の見通しがなかなか立たない。その中で、本学においても徹底的に無駄を排して、より効率的な予算運用を進める必要がある。
- ・諸施設の老朽化やバリアフリー化の課題など短期大学費の増大無しには解決できない問題が山積している。これらの必要性について設置者をはじめ、広く関係者に理解をもとめていく努力が必要である。

（3）基準 10 の自己評価の概要

市立の短期大学であり、法人化もしていないことから、大学施設の管理運営や教育研究活動を遂行する予算が安定的に確保されており、過大な支出超過にもなっていない。教育研究活動に対する適切な資源配分と執行も、事務局を含めた学内合意を形成しつつ行われている。また、財務に対する監査等も適切に行われ大きな問題点の指摘も受けていないことから、財務に関する基準を満たしているといえる。

基準 11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 11-1-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

本学の組織は、三重短期大学運営組織図に示すとおりである（別添資料 11-1-①-1）。教授会は、重要な事項に関する最高審議機関であり、構成員は、学長、教授、准教授、講師及び助教の 30 名で、学長が議長を務めている。なお、助手は、教授会申し合わせにより、教授会の正規構成員となっている（別冊資料 A、162 頁 及び資料 11-1-①-A）。また、教授会のもとに 23 の専門委員会が設置され、委員は教職員で構成され、各委員会の庶務は事務局職員が担当している。

資料 11-1-①-A 教員の定員、現員及び教授会等について（平成 22 年度） (人)

		学 長		教 授		准教授		講 師		助 教		助 手		その他		計	教授会 の回数	教 授 会 の 構 成		
		定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員			A. 教授のみ B. 准教授以上 C. 助教以上	助手 等の 扱い	事務局長 出席有無 態 様
所属 担当別	学長		1													1	月 1 回	C. 助教以上	内規より 正規構成員	オブザーバー
	一般科目				1		2									3				
	教職科目						1									1				
	法経科				5		6		1							12				
	生活科学科				6		5				2		1			14				
	計		1		12		14		1		2		1		0	31				

（公立短期大学実態調査表 全国公立短期大学協会編を準用して作成）

事務組織は、資料 11-1-①-B に示すように事務局、学生部及び附属図書館からなり、常勤職員 13 名と非常勤・臨時職員 10 名で構成されている。学生部には学生支援のための保健室と学生相談室を設置し、看護師及びカウンセラー（臨床心理士）を非常勤で配置している。

資料 11-1-①-B 事務系職員の定数、現員及び組織について（平成 22 年度） (人)

	事務		技術		その他		計		定数外		事務局 ・ 学生部 ・ 図書館等の内訳										備考 【定数外の内訳】
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	非常勤	臨時	局長	次長 部長	課長及び課長相当職 (名称)	人員	補佐 及び補佐相当職 (名称)	人員	係長及び係長相当職 (名称)	人員	係員等 (名称)	人員	
職種別 内訳	-	12	-	1	-	-	13	1	9		1		大学総務課長	1	調整・総務担当主幹	1	地域連携センター担当主幹	1	大学総務担当	2	臨時9名（臨時8・その他1） 非常勤1名（嘱託員1）
																教務学生担当主幹	1	教務学生担当	1		
																	図書担当主幹	1			
																	教務学生担当副主幹	3			
																		図書担当副主幹	1		

（公立短期大学実態調査表 全国公立短期大学協会編を準用して作成）

危機管理に関しては、火災その他の災害による人的及び物理的被害を軽減する目的をもって、「三重短期大学防火管理内規」を設け不測の事態に迅速に対応する体制を整えている（別冊資料 A、259-264 頁）。

平成 21 年度には、「三重短期大学遺伝子組換え実験安全委員会」及び「三重短期大学研究倫理委員会」を設置し、

実験・実習を開講する生活科学科では、「実験実習安全マニュアル」等諸規程を整備している（別冊資料A、213－220 頁、227－231 頁、別添資料 11－1－①－2）。

【分析結果とその根拠理由】

管理運営体制は整備されており、教員・事務局職員ともに短期大学の目的達成のために必要な規模は確保されているが、更に適切な人員配置を行う必要がある。危機管理体制については、一定の整備はなされているが、なお引続き様々な状況を考慮した全学的な体制やマニュアル作りが必要である。

観点 11－1－②： 短期大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点到係る状況】

教授会は原則として毎月 1 回開催するほか、学長が必要と認める場合には臨時教授会を開催することができる。教授会の開催前には、学長、学生部長、図書館長兼地域連携センター長、両学科長、地域問題研究所所長、評価委員会主査、FD委員長、事務局長からなる発展計画委員会が開催され、教授会議題のほか本学の発展に関わる諸問題について総合的に検討が加えられるが、教授会、発展計画委員会ともに議長は学長である。

学長とともに執行部である学生部長および図書館長（兼地域連携センター長）の任免は、「三重短期大学人事に関する規程」において、学長の申し出に基づき、津市長が行うこととされているが、教授会による推薦が尊重され民主的な意思決定を保証している（別冊資料A、10-12 頁）。また、学長、学生部長および図書館長は、各種委員会の議長・委員長を務めるなど、こうした組織により学長の意思が学内に円滑に浸透され、本学の目的達成のための効果的な運営が行われている。

【分析結果とその根拠理由】

学長は、定例の教授会に加え、必要に応じて臨時教授会を開催する権限を有している。教授会、委員会及び事務局との連携は適切であり、教授会の推薦を経て学長の申し出に基づき津市長が任命する学生部長・図書館長が各種委員会の委員長を務め、学長の効果的な意思決定が行える組織形態となっている。

観点 11－1－③： 短期大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点到係る状況】

個別の要望を取り上げるため、学生による授業評価アンケートを行うなかで、FD委員会では、学生による授業評価アンケートの実施及び結果の公表に係る基本方針を教授会に提案し、改善をはかるよう努めている（別冊資料 E、F 2）。

教員の教育・研究に関するニーズは、教授会、学科会議、各種委員会を通して、事務職員のニーズは事務局朝会で集約されている。これらの意見は、カリキュラムの改編や施設の改善、窓口対応の改善等に反映されている。

学外関係者については、平成17年度から学外有識者の意見・評価の聴取を目的として三重短期大学有識者懇話会を開催している（前掲別添資料 9－1－③－1 参照）。有識者懇話会は、年に 1－2 回開催し、委員から出さ

れた意見を大学運営に反映させている。例えば、平成17年度の第2回有識者懇話会に「教育・研究・地域貢献・学内運営について」諮問した事項に対して、委員より地域貢献を積極的に進めることを求める意見があり、これらを踏まえて平成20年度から地域連携センターを立ち上げ、地域への貢献をさらに推進するための基盤を整えた。

また、平成17年度から平成20年度の既卒生を対象にアンケート調査を実施している（前掲別添資料6-1-⑤-1参照）。本学の教育に対する満足度、施設・設備等に対する満足度は80～90%と好評であった。今後の本学の教育のあり方についての要望は、資格取得に関するものが多かった。一方で、深い専門的知識や技術、幅広い基礎的学力を求める声もあり、両者のかねあいを考慮しつつ今後のカリキュラムを検討する必要がある。施設・設備に関する要望として校舎棟へのエアコン設置の声が強かったが、この点の改善を図るため平成19年度に全講義室・実習室への設置工事を行っている。アンケート対象者が限定されているが、卒業生の意見を反映していると思われる。

さらに、平成20年度から過去5年間に本学への求人があり、かつ内定を得た企業への企業等アンケートを実施している（前掲別添資料6-1-④-2）。卒業生に対する全体的な評価は、概ね良好であった。受入企業の本学への要望は、実社会とのつながりを意識した教育を望む声が多く、今後のキャリア教育の充実を検討する必要がある。

同窓会、教育振興会（平成21年度までは教育後援会）からも総会や懇談会を通じて大学運営に関する意見聴取を行い、また、学生の就職ならびに課外活動への支援を受けており本学運営に関する連携は緊密に維持されている。

【分析結果とその根拠理由】

学生のニーズは、授業評価アンケート等を通して把握に努め、教職員のニーズは、教授会、学科会議、職員朝会等を通じて集約・把握されている。学外関係者のニーズについては、有識者懇話会を開催してその意見を本学改革の参考にしている。また、卒業生や企業対象のアンケート調査の実施や、同窓会、教育振興会との連携を密にすることにより学外関係者のニーズを把握しており、「地域連携センター」の設立や、校舎棟へのエアコン設置実現につながるなど適切な形で、管理運営に反映されている。

観点11-1-④： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

該当なし。

観点11-1-⑤： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

本学の事務職員については、市職員の人事異動により配置されることから、前掲別添資料9-2-②-1に示すように、全国公立短期大学協会や文部科学省等が主催する事務職員研修会や専門事務説明会に参加し、係官や専門家の講義を受講し、市の階層別研修や専門研修など各種人事研修等にも参加しながら大学職員として必要な資質の向上に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

事務職員の研修は、大学事務局職員として各種研修に参加し、専門分野については、全国公立短期大学協会や文部科学省等が主催する事務職員研修会に参加するなど職員の資質向上のための取組みが組織的に行われている。ただし、大学職員としての位置づけが十分なされているとはいえず、職務に精通する人材の確保が課題である。

観点 11－2－①： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点に係る状況】

本学の管理運営に関する基本的事項については、「三重短期大学学則」や、学則を踏まえた教授会・各種委員会規程、研究及び点検評価に関する規程、施設管理に関する規程等を「三重短期大学諸規程集」にまとめ整備している（別冊資料A）。

管理運営に関わる委員の選考や採用に関する規程や方針においては、「三重短期大学人事に関する規程」および学長・学生部長・図書館長などの各種選考基準で、それぞれ明確に定められている（別冊資料A、10-19 頁）。

本学の各構成員の責務と権限組織に関する規程は、「三重短期大学諸規程集」内の「三重短期大学組織に関する規則」等において明確に定められている（別冊資料A、3－6 頁）。

【分析結果とその根拠理由】

本学の諸規程は学則に基づき、「三重短期大学諸規程集」にまとめられて整備されており、また、それにかかわる役員の選考や採用に関する規程も、学長選考基準を始めとする「三重短期大学人事に関する規程」により明確に示されていることから、各構成員の責務と権限は明確に文書化されている。

観点 11－2－②： 短期大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

【観点に係る状況】

本学の概要・諸規程及び活動状況等は毎年編集する学生便覧に集約され、学生及び教職員に配布し、学内情報の共有に努めている（別冊資料C）。緊急情報等の周知については学内LAN（Mietan ネット）での伝達や本学ホームページ内の「教職員のページ」（URL：<http://www.tsu-cc.ac.jp/kyoshokin/index.html>）を通じて共有できる環境にある。

また、教授会及び各種委員会の審議・決定事項等は、議事録として作成されており、全て事務局で収集、管理され、そのデータや情報は必要に応じて教職員が閲覧かつ活用できる状況にある。

学生の身上書を含めた個人情報やこれら文書等については、事務局学生部で保管し「津市個人情報保護条例」および「津市文書管理規程」にしたがって厳重に管理されている。

（URL：http://www3.e-reikinet.jp/tsu/dlw_reiki/418901010024000000MH/421901010008000000MH/421901010008000000MH.html
http://www3.e-reikinet.jp/tsu/dlw_reiki/418902200006000000MH/421902200004000000MH/421902200004000000MH.html 及び別冊資料A、163 頁）。

【分析結果とその根拠理由】

本学の基礎的なデータや情報は、事務局において適切に収集、管理されており、教職員には、必要に応じ閲覧可能かつ活用できることが周知されている。

観点 11－3－①： 短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点到係る状況】

本学では、平成 13 年 3 月に自己点検・評価報告書を取りまとめ刊行し、学内外に広く公開している（別冊資料 I）。自己点検・評価は、学内各部署の長が委員となっている発展計画委員会が担当し、同委員会の中に点検・評価小委員会を置いて作業を行った。平成 22 年 3 月にも自己点検・評価報告書を作成し、外部意見をj得て平成 22 年度中に本学ホームページ等で公開することとしている。

また、学生による授業評価アンケートを平成 18 年度から実施しており、結果は冊子化し教員に配布するとともに図書館に配架し公開している（別冊資料 E、F 2）。また、これに基づき各教員は、授業改善意見を作成し、次年度授業に反映するよう努めている。

本学では、学生による授業評価や自己点検・評価はこれまで評価小委員会が担当してきたが、FD活動を積極的に進めるため、平成 20 年度に委員会組織を改組し、FD委員会を設け、授業評価を引き継いだ。同時に評価委員会、同小委員会を設置し、自己点検・評価及び機関別認証評価の作業を担当している。

【分析結果とその根拠理由】

本学の自己点検・評価は、平成 12 年度に自己点検・評価報告書を作成後、平成 18 年度より学生による授業評価アンケートを実施し、その後、委員会組織を改組し自己点検・評価に向けた取組みを継続している。しかし、定期的に評価結果を公表し広く社会に公開していくことが、今後の課題である。

観点 11－3－②： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該短期大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

【観点到係る状況】

前述の三重短期大学有識者懇話会（前掲基準 9－1－③参照）において、三重短期大学の現状と課題を説明するなかで、自己点検・評価の結果についても言及し、意見を聴取する機会を得ている。

また、観点 6－1－⑤や観点 11－1－③でも述べたように、既卒生や卒業時における満足度調査や就職先企業へのアンケートを実施し学外者から本学の教育に対する意見聴取を行っている。これらの聴取した意見は、教授会などで公開し意見交換を行い、次年度からの改革・改組に生かしている。

【分析結果とその根拠理由】

外部有識者への意見聴取や卒業生を対象に満足度調査の実施、就職先企業へのアンケート調査等で学外者から本学の教育に対する意見聴取を行うなど検証が行われている。しかしながら、継続的かつ定型的な外部評価を得る体制は十分とはいえず、今後も取組みが必要である。

観点 11－3－③： 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取り組みが行われているか。

【観点到係る状況】

様々な評価活動の結果を反映し、平成 19 年度には両学科構成を見直して新コースを発足させ社会のニーズに対応した。また、平成 20 年度には評価委員会、FD 委員会、地域連携委員会を設けるなど各委員会組織を見直し、より効率的かつ機能性の高い組織となるように改善を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、評価活動を反映して学科構成の見直しや各委員会組織を見直すなど一定程度のフィードバックは行われているが、なお定期的に評価作業を行う必要がある。

観点 11－3－④： 短期大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

【観点到係る状況】

高校生や保護者に対しては、8 月のオープン・キャンパスや高等学校での説明会などで、本学の教育目標や内容について概要を説明している。また、キャンパスガイドや本学ホームページ（URL：<http://www.tsu-cc.ac.jp/index.html>）を通じて、本学の教育研究の概要について周知を図っている（別冊資料 D）。

研究活動については、『三重法経』、生活科学研究会『紀要』を発刊し、全国の大学をはじめ研究機関に送付している（別添資料 11－3－④－1 及び 11－3－④－2）。また、地域問題研究所においては、『地研年報』や『地研通信』に研究成果を公表し、研究機関や自治体に配布している（別添資料 11－3－④－3 及び 11－3－④－4）。『三重法経』、生活科学研究会『紀要』では、毎年度、両科教員の研究業績一覧を掲載している。これらの研究活動の成果は、国立情報学研究所及び本学のホームページ上に PDF 形式で掲載されている。また、公開講座（平成 22 年度からは「地域連携講座」に改編）、地域連携講座、地研セミナーなどで、その研究成果が市民に対して公表されている。

【分析結果とその根拠理由】

本学の社会への情報発信は、大学案内や大学ホームページを通じて適切に行われている。また、研究成果の公表については、各学科や地域問題研究所から刊行される紀要、年報を通じて、また地域連携講座等の開催により適切に社会に公表している。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・本学では学長との密接な連携が、教授会、委員会や事務局との間に形成されており、適切な管理運営体制が

整備できている。

- ・本学の教育研究活動やその活動成果の社会への情報発信が、大学案内や大学ホームページ、研究雑誌の発刊、地域連携講座等の開催により適切に行われている。

【改善を要する点】

- ・教員・事務局職員ともに短期大学の目的達成のため、更に適切な人員配置を行う必要がある。
- ・事務職員の資質向上のための取組みは適切に行われているが、大学職員としての位置づけが十分なされておらず、職務に精通する人材の確保を進めていく必要がある。
- ・危機管理体制について、様々な状況を考慮した全学的な体制やマニュアル作成等の改善をさらに進める必要がある。
- ・自己点検評価書の定期的な作成とそれに対する外部評価体制について、引続き検討する必要がある。

(3) 基準 11 の自己評価の概要

本学の目的を達成するために必要な管理運営体制および事務局体制は十分に整備され機能しており、管理運営のための規程等も本学の学則に基づき、「三重短期大学諸規程集」に整備されている。

本学の教授会と学長の密接な連携の下、教授会が付託した事項を検討する各種委員会および事務局との連携は適切である。また、事務職員の研修は、教育に係る大学事務局職員としての資質向上のための取組みが組織的に行われている。

危機管理体制については、一定の整備はなされているが、なお引続き様々な状況を考慮した全学的な体制やマニュアル作成等の改善を進める必要がある。

学生や教職員のニーズは、授業評価アンケートや教授会、各種会議等を通じて集約・把握されている。また、学外関係者のニーズについては、有識者懇話会の実施や卒業生・企業対象のアンケート調査の実施、同窓会および教育振興会との連携を密にするなど適切な形で学外関係者の意見聴取を行い、管理運営に反映している。

自己点検・評価活動として授業評価アンケート、既卒生や卒業時の満足度調査、外部評価を実施し、評価結果は、学内の改革・改組に活用されているが、自己点検・評価の定期的な実施及び外部評価体制については、なお一層改善を進める必要がある。

本学の社会への情報発信は、大学案内や大学ホームページ等を通じて適切に行われている。また、研究成果の公表については、各学科や地域問題研究所から紀要・年報を刊行し、あるいは、公開講座や地域連携講座等の開催により、本学教員の研究活動の成果を広く社会や市民に還元する努力を行っている。